

2025 たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌



2024年（令和6年）2月 1日
2025年（令和7年）1月 31日

J A 紹 領

わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。

さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう

～ 組合員と共に歩む農協の誓い ～

「たいせつ」の心は

- ◎人を組織をたいせつに致します
- ◎ものを農畜産物を施設をたいせつに致します
- ◎環境を安全・安心をたいせつに致します
- ◎大雪山の清流に育まれた大地をたいせつに致します
- ◎お客様の笑顔をたいせつに致します



2025たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

INDEX



1. 経営基本方針・基本理念	2
2. JAグループ	4
3. 事業継続計画（B C P）	5
4. 主要な業務の内容	6
5. 経営の組織	10
6. 事務所の名称及び所在地	13
7. 概要編 CSR・法令遵守	
社会的責任と地域貢献活動	16
リスク管理の状況	19
コンプライアンス	21
自己資本の状況	27
8. 開示編 単体財務データ	
事業の概況	30
直近の2事業年度における財産の状況	34
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
9. 開示編 信用事業データ	
信用事業の考え方	60
信用事業に関する指標	61
貸出金残高・債権残高	64
有価証券等の時価情報	69
貸倒引当金	72
信用事業以外の事業の実績	73
10. 開示編 自己資本データ	
自己資本の充実の状況	78
信用リスク	81
金利リスク	86
11. 開示編 連結財務データ	
連結事業概況	90
連結財務状況（連結B／S・連結P／L・C／F計算書・注記表）	91
連結自己資本の充実の状況	116
12. 資料編 報告資料	
役員等の報酬体系	120
財務諸表の正確性等にかかる確認	122
沿革〔トピックス〕	123
ディスクロージャー誌の記載項目〔開示根拠法令〕について	124

2025たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

TOP MESSAGE

皆さまには平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございました。

朝日昇る、大雪山連峰に抱かれし上川盆地の中央に位置し、2003年2月1日、東鷹栖農業協同組合（旭川市）・鷹栖農業協同組合（鷹栖町）2農協が合併をして「たいせつ農業協同組合」が誕生いたしました。

「たいせつ農業協同組合」地域の気象特徴は、夏季と冬季の気温差が60℃以上、昼夜の気温差が20℃以上になる日もある寒暖差の大きい典型的な内陸性気候で、かつ台風・大雨や地震などの自然災害の極めて少ない地域です。この気候条件により、逞しくおいしい農産物が育まれています。

大雪山連邦を源流とする石狩川の清流に恵まれた大地で、「ゆめびりか」「ななつぼし」等およそ30万俵の良質・良食味なお米の生産を柱として、野菜・畜産物にも積極的に取り組み、全国的ヒット加工商品トマトジュース「オオカミの桃」の原料生産地でもあります。

米生産においては、実需者のニーズに答えるべく、生産者の出荷による施設調整で均一・高品質・大ロット化を実現し、安心・安全で信頼される北海道米の产地形成に取り組んでいます。

日本酒「はかいく」・「玄米入り緑茶」・お米ジェラート「愛すご飯」というお米を使った商品開発によりお米の魅力を発し、また環境負荷低減への取り組みなどにより付加価値の向上を図り、組合員の所得向上に寄与してまいります。

この冊子により組合員および地域の皆様に地域金融機関の当JAをご理解いただき、今後も安全・安心と共に環境を“たいせつ”にする農業・農協づくりに努め、消費者・利用者・生産者を“たいせつ”にして農村と都市の共生の大地をめざし役職員一同総力を上げ努力をしてまいりますので、今後も安心して当JAをご利用いただくとともに、より一層のご愛顧をお願い申し上げます。

基本理念

1. 恵まれた生産基盤を最大限に生かした、魅力ある地域農業振興の実践
2. JAの日常業務推進活動を通じて、組織機能の強化・組合員の所得向上
3. 組合員・地域の皆様に信頼される合理的経営管理・自己責任経営体制の確立



代表理事組合長 相澤 峰基

当JAの考え方

私たちは、農業協同組合の今日的役割を以下のように考えております。

■安全・安心な国産農産物の安定的な提供

食料の安全保障は、時代を問わず、経済・社会安定の基礎です。飽食の時代といわれる現在、JAは、不測の事態における安定供給のインフラとなり得る組織・事業基盤・ノウハウを維持しつつ、生産履歴管理や国際規格等への対応などの今日的な刷新を行い、安全・安心という消費者ニーズに対応した国産農産物の提供を通じて食糧自給率の向上につとめます。



■地域農業の下支えとしての役割を發揮

「農」は国の礎であり、「土地」は輸出・輸入が不可能な公共財です。土地と水、農的環境は、農業生産が持つ多面的機能を発揮するために不可欠なものであり、JAは、行政とも連携しながら、農業の担い手の支援・育成と農地の有効活用・保全に積極的な役割を発揮していきます。

■地域社会に支持される協同活動の展開

JAは、「ひと」の結びつきを基礎として、「地域社会への貢献」を組織原則とする地域密着の「コミュニティー型事業体」です。地域の結びつきが薄れるなかにあって、JAを核とした、医療や健康管理活動、高齢者福祉などの地域活動への取組み、また協同活動を通じた各種のボランティアなど、地域の「公共的な組織」としての役割を果し、その持続的発展に貢献します。また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震において、鷹栖給油所では住民拠点SSとして自家発電機を利用して地域住民皆様のライフラインの一助として可能な限り燃料供給することができました。



■農的価値の提供

JAは、グリーン・ツーリズムの実施や、学童農園の開設・支援、「食農教育」への参画など、地域の内発的取組みと都市との交流の要としての役割を発揮します。「心の豊かさ」を求める国民に、「ゆとり」「やすらぎ」など、農的価値を提供します。

■国民経済に果たすJAの役割

JAは、その活動を通じて、同時に地域の雇用を創出し、社会的な安定に寄与するという重要な国民経済的貢献を行っています。JAの事業・活動による直接、間接の波及効果（産業連関）は、はかりりません。近年の激変する経営環境に対応し、「農業者の経済的・社会的地位の向上と国民経済の発展に寄与する」活動をさらに強化するためには、健全経営の確保が不可欠であり、JAグループと一体となって推し進めています。



■組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心かつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。

当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。



信用事業・経済事業・共済事業・厚生事業・指導事業など皆様のくらしに直結したさまざまな事業を通して地域社会への貢献を進めています。



「協同活動でつくる持続可能な農業と豊かな地域社会」

本道農業の使命は、わが国の食料基地として、安全・安心な農畜産物を生産し、安定的に消費者に提供することにあり、そのためには、食料自給力（国内農業の食料供給力）の強化を図り、農業生産額の増大に取り組む必要があります。よって、JAグループ北海道は、農業がわが国の重要な産業として位置づけられ、**持続可能な北海道農業が実現されるよう** 担い手の確保・育成と農業者が意欲をもって農業生産に取り組める”農業所得の拡大”に向けて国民的理解のもとに取り組みます。

また、JAは、地域の一員として、地域農業を振興し、担い手（農家組合員）の農業生産活動（営農と生活）を支援することはもちろんのこと、JAの行う事業等を通じて地域におけるライフラインの一翼を担うとともに、地域住民や消費者と生産者が交流する”場”的提供や”食”と”農”を起点とした様々な協同活動（農家組合員と地域住民や消費者がいっしょに取り組んでいく活動）を支援することにより、**豊かな地域社会**（暮らしやすく、そこに住んでいてよかったと思える地域社会）の実現をめざします。

「第31回JA北海道大会」

＜第31回JA北海道大会決議の実践方策＞

議案第1号 食料安全保障の強化と持続可能な北海道農業の確立

- ①農地の確保と適正利用の強化による農業生産の展開
- ②需要が期待される食料・自給飼料等の安定生産・供給と農業における環境負荷低減の両立
- ③食料供給基地を担うにふさわしい農業所得の安定確保
- ④組合員の意思結集による農政運動の展開強化

議案第2号 JAの組織基盤の強化と健全な経営基盤の確立

- ①協同組合理念の次世代への継承
- ②持続可能なJA経営基盤の確立に向けた経営管理・経営統制の構築
- ③デジタル技術を活用した業務の効率化・生産性向上の追求
- ④事業継続に必要な人材の確保と定着化
- ⑤連合会の横断的な事業展開

議案第3号 農業・食・JAへの理解醸成 AGRIACTION ! HOKKAIDO

- ①アグリアクションによる農業・食・JAへの理解醸成
- ②食農教育の強化・充実による農業・食への理解醸成
- ③地域貢献活動の実践によるJAへの理解醸成

事業継続計画（B C P）

■事業継続計画（B C P）における基本方針

たいせつ農業協同組合は、北海道のかけがえのない自然の恵みによって支えられ今日を迎える事が出来ており、自然には敬意と感謝しなければなりません。しかし、自然は時として大きな牙を向け私達の生命や生活を阻止するべく向かって参ります。

私達は、その様な災害時でも組合員と利用者の営農と生活、国民への農産物の安定供給を守るべく事業継続を行うことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言致します。

●人命保護を最優先にします。

当JAは、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動します。

●二次災害の防止に努めます。

当JAは、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

●備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます。

当JAは、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底し「災害に強い」JAを作ります。

●重要な業務を継続し、社会的責任（CSR）を果たすよう努めます。

当JAは、災害時における社会的責任を果たすため、利害関係者・地域住民・周辺自治体と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

■災害時に継続する重要業務

危機管理（クライスマネジメント）の緊急事態計画（コンティンジェンシープラン）とともに、「継続業務選定基準」において各業務の評価及び区分を行ない、継続業務については、目標復旧レベル（RLO）及び目標復旧時間（RTO）を設定し、リスクシナリオの中で、業務復旧のイメージが浮かびやすくし、平常時より手法・手段の取り決めを行い、目標を定めております。

●信用事業（抜粋）区分A（災害時に第1位で継続する優先業務）

大分類	サービス内容	大地震が発生した場合	新型インフルエンザが発生した場合
貯金業務	当座性	<目標復旧レベル> ・払出・入金 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	定期性貯金	<目標復旧レベル> ・払出(解約含む) <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	事故届の受付	<目標復旧レベル> ・通帳・カード印鑑紛失届 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	口座振替	<目標復旧レベル> ・引受済分 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
為替業務	仕向為替	<目標復旧レベル> ・引受済分⇒処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	被仕向為替	<目標復旧レベル> ・着金・入金処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)

主要な業務の内容

■貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

総合口座(普通貯金)・貯蓄貯金・定期積金・定期貯金(スーパー定期)を始めとして各種貯金を目的、期日、金額に応じてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品のご案内



JAネットバンク

登録完了までの手順がより簡単になりました！

手軽に便利に残高確認ができ、自宅や外出先で振込や税金・公共料金払込等が可能です。



JAカード

JAカードは、全てICチップを搭載した、JAがご提供する「JAならでは」のクレジットカードです。多彩なサービスを是非ご利用ください。



年金受取

豊かなセカンドライフ実現をお手伝いのため、「簡単・便利・安心・身近」なJAバンクは、皆様のゆとりある生活を応援します。



JAバンク



© よりぞう

■貸出業務

組合員への融資を始め、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構・株式会社日本政策金融公庫等をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付・個人向けローンのお取扱いもしております。

ローン商品のご案内



最初の一歩は小さくても
住宅ローン
マイホームは、多くの人にとって一生に何度も無い大きな買い物です。JAの住宅ローンは、マイホームのご新築・ご購入・増改築、住宅ローンのお借換えなどにお役に立ちます。



その夢をかなえるため
マイカーローン
JAの「マイカーローン」は自動車・バイクのメンテナンスまで、幅広くご利用いただけます。家族の笑顔のために、カーライフをさらに充実させて下さい。



私たちにお手伝いさせてください
教育ローン
JAの「教育ローン」は、教育のさまざまな資金にお役立ていただけます。学校へ納める費用だけでなく、アパート費用まで幅広くご利用いただけます。



※ JAでは、お客様のニーズにお答えできるよう各種ローン商品を取り揃えておりますので、お気軽に窓口に問い合わせください。

※ ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※ 所定の出資金が必要な場合があります。

※ 融資商品につきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用下さい。



主要な業務の内容

■為替業務

全国のJA、各都道府県信連の約6,487に及ぶ店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や小切手等取り立てが、安全、確実、迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●内国為替の取扱手数料

※令和7年4月1日現在

種類	JA系統	他店宛	JA系統外	金融機関宛	自店・本支所間
振替・振込手数料					
窓口5万円未満	220円／1件		660円／1件		110円／1件
窓口5万円以上	440円／1件		880円／1件		330円／1件
A T M 5万円未満	220円／1件		385円／1件		無料
A T M 5万円以上	440円／1件		550円／1件		無料
代金取立手数料					
普通扱い	660円／1通		660円／1通		—
至急扱い	880円／1通		880円／1通		—

※上記手数料には消費税(10%)が含まれております。なお、視覚障害等によりご自身でATMのご利用が困難で窓口を利用する場合は、ATMの手数料ご利用になれます。

■共済事業



J A共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

生命総合共済

これから的人生のこと、一緒に考えてみませんか？JAの生命総合共済「なないろデザイン」は、7つの保障分野を組み合わせて、人生におけるさまざまなリスクに、備えることが出来ます。



自動車共済

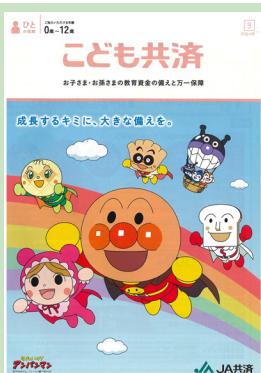
多彩な保障とサービスでカーライフにかかわるリスクを幅広くカバーします。事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理にしっかり備えることが出来ます。



こども共済

お子様の輝く未来と、一生涯の安心のために、医療共済とのセットで、安心も倍増です。

お子様へ、より確かな未来をプレゼントしませんか。



建物更生共済

「建物更生共済むてき」なら、ひとつの共済で、火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えることが出来ます。掛け捨てではありません。保障期間終了時に満期共済金をお支払いたします。



■厚生事業

厚生事業は、組合員および家族の健康を維持するための事業であり、その内容は、健康管理活動（予防活動）と病気の治療活動に分けられます。

健康管理活動は、組合員および家族自身が健康に対する認識・意欲を高めていただくための健康教育活動と、病気の早期発見・早期治療を目的とした健康診断（巡回ドック他）活動が、車の両輪のように実施されております。

治療活動は、各JAが協同の力で連合会病院（旭川厚生病院他）を設置し、組合員や家族および地域住民は、病院を通じて医療サービスを受けることが出来ます。

■営農指導事業

営農指導事業活動は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

直接的にはJAに経済的利益をもたらしませんが、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

組合員の営農活動がより合理的・効率的に行われるよう、営農技術（消費者の皆様に安心して食べることの出来る農畜産物の生産・供給することを最重点課題として指導しております）・経営改善指導を行うとともに、地域における農業生産力の維持・拡大を通じて、地域社会の発展に貢献するJAの要の事業です。



■経済事業

・販売業務

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めています。

・購買業務

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにあり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

・生産施設業務

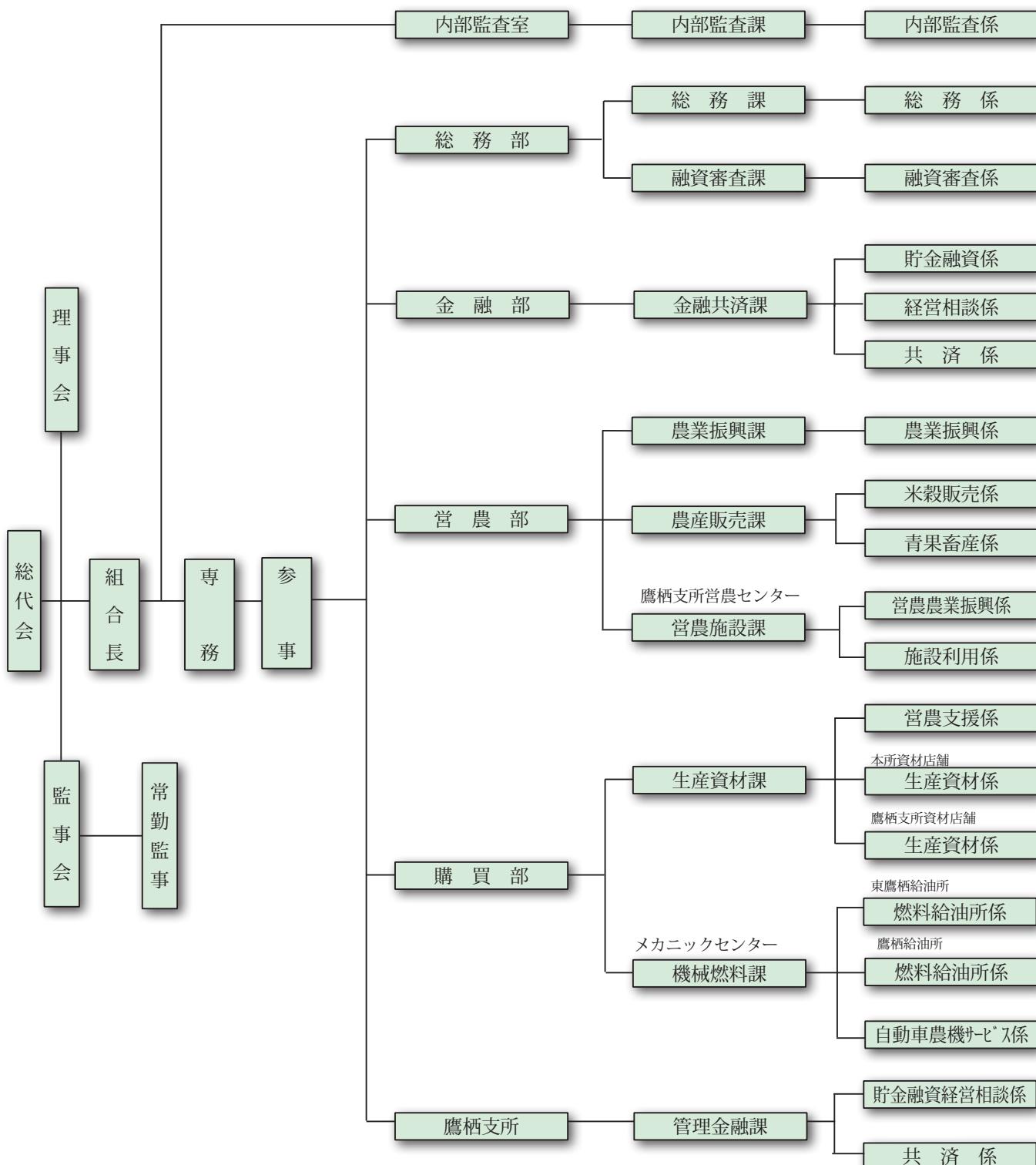
生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

当JAの生産施設は、米・麦のライスセンター施設、大豆乾燥工場、種粕温湯消毒施設があります。

経営の組織

組織図

令和7年1月31日現在



■組合員数

(単位：人)

	令和5年度末	令和6年度末	増減
正組合員数	1,216	1,215	△1
個人	1,186	1,182	△4
法人	30	33	3
准組合員数	1,974	1,963	△11
個人	1,939	1,928	△11
法人・団体	35	35	—
合計	3,190	3,178	△12

■組合員組織の状況

(敬称略・令和7年1月31日現在)

組織名	代表者名	構成員数
J Aたいせつ青年部	外川光	62人
J Aたいせつ女性部	舟根奈穂美	89人
J Aたいせつ地域水田農業推進協議会	相澤峰基	293人
J Aたいせつ「稻穂の里」協議会	高橋雄二	201人
J Aたいせつハトムギ生産部会	中山敬介	10人
旭川青果物生産出荷協議会たいせつ支部	小沼隆礼	89人
J Aたいせつ酪農畜産振興会	野作勉	14人
J Aたいせつ農産物販売協議会	笛川明美	65人
J Aたいせつ採種組合	寺崎雄一	27人
J Aたいせつ無人ヘリ防除運航協議会	伊藤加津則	44人
東鷹栖年金友の会	中谷芳春	92人
鷹栖年金友の会	浦諭	62人

当JAの組合員組織を記載しています。

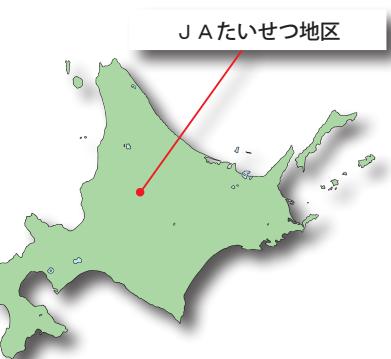
■地区一覧

J Aたいせつ地区は、北海道のほぼ中央上川盆地の旭川市北部と鷹栖町に位置し、石狩川右岸を南西に向かって広がる北海道でも有数の水田農業地域です。

気象条件は盆地特有の内陸性気候を有し、冬季の気温は低く一面を雪に覆われ、夏季は高温を示しますが湿度が低く比較的過ごしやすく、山に囲まれた地形の影響から道内でも最も風の弱い環境となっています。

旭川市東鷹栖は、東に大雪の山々を望み、石狩川の豊富な水が湛える大地は東西8km、南北17kmの約68.8平方km。上川郡鷹栖町は、東は旭川市東鷹栖に、南は近文台をもって旭川市に、西は、半面山系の分水嶺で旭川江丹別に、北は鬼斗牛山脈によって和寒町に隣接しており、南北14.9km、東西13.3km、面積139.31Km²。

地勢は、概ね盆地状にて平坦地が多く、海拔120～150mの高度を有し、緑豊かな農業を基幹産業とする自然に恵まれた「J Aたいせつ地区」です。



経営の組織

■理事及び監事の氏名及び役職名

(令和7年1月31日現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	相澤 峰基	理 事	開田 優作
代表理事専務	外川 守	学経理事(審査担当) 参事	澤田 康彦
筆頭理事	布施 善貴	学経理事(信用担当) 金融部長	寺本 建
理 事	高橋 雄二	代表監事	吉本 憲
理 事	門木 尚之	監 事	霜野 光則
理 事	酒井 雅憲	常勤監事(員外)	高橋 和久
理 事	高野 弘貴		

■会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細表については、みのり監査法人の監査を受けております。

■金融店舗一覧

(令和6年1月31日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M設置台数
本 所	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58	0166-57-2311 0166-57-2345	1台
鷹栖支所	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番4号	0166-87-2121	1台

■共済代理店一覧

(令和7年1月31日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号
東鷹栖自工 有限会社	旭川市東鷹栖2条3丁目635番地8	0166-57-2337
株式会社 鷹栖自工	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番16号1	0166-87-2141
(株)ホクレン油機サービス 旭川支店	旭川市永山2条13丁目1番28号	0166-47-6945

事務所の名称及び所在地

■資材店舗一覧

(令和7年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
本所 営農センター	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の53	0166-57-2357
鷹栖支所 営農センター	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-4111

■自動車・農機具・給油所店舗一覧

(令和7年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
メカニックセンター	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-6084
東鷹栖給油所 (セルフ)	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-2308
鷹栖給油所 (セルフ)	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-2409

■子会社等の概要

(令和7年1月31日現在)

	法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本(出資)金(千円)	出資比率(%)
子会社	(有)JAあぐりサービス	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58 (上川(2)第1030号)	不動産業務・農作業受託他	平成15年9月2日	3,000	96.7%
関連法人	(株)鷹栖町農業振興公社	上川郡鷹栖町11線5号	農産物の集荷選果・加工販売	昭和61年2月6日	180,000	16.7%

注) 子会社等とは子会社(農協法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。)、子法人等(施行規則第203第1号に規定する子法人等であるもの(農協法第11条の2第2項に規定する子会社を除く)をいう。)、関連法人等(施行規則第203条第2号に規定する関連法人であるものをいう。)に該当するものです。

①子会社・・・50%超の議決権を有する会社。

(組合と子会社とで合算して50%以上の議決権を有する会社を含む)

②子法人等・・・40%以上50%以下の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役会の過半数を占めている会社など。

③関連法人等・・・20%以上50%以下の議決権の議決権を有しており②を除く会社及び15%以上20%未満の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役に就任している会社など。

概要編

CSR・法令遵守

- ・社会的責任と地域貢献活動
- ・リスク管理の状況
 - 〔リスク管理基本方針〕
- ・コンプライアンス（法令遵守）
 - 〔コンプライアンス基本方針〕
 - 〔JAたいせつ役職員の行動指針〕
 - 〔情報セキュリティー基本方針〕
 - 〔個人情報保護方針〕
 - 〔マネー・ローンダリング等および反社会勢力等への対応に関する基本方針〕
 - 〔金融ADR制度への対応〕
- ・自己資本の状況

社会的責任と地域貢献活動

J A たいせつは、地域のみなさまが安心してご利用いただける地域金融機関として、地域に根ざした活動と良質な金融サービスの提供に努めています。

■ 地域社会とのふれあい

● 顔の見える金融機関

当 J A は、旭川市民、鷹栖町民にとり「お客様の顔の見える」身近な金融機関として業務展開をしております。また、鷹栖町の指定金融機関として各種の収納業務・公共事業資金の利用など、地域のお金は地域への還元を念頭とし、地域振興の一躍を担っております。

● 食文化活動と地域活動支援

旭川市による「ふるさと雇用再生特別推進事業」で当 J A が委託事業者となり、旧 A コープ東鷹栖店の一部を改装し、農産物直売所施設「たいせつ農産物直売所」がオープンしました。現在は事業が終了し、「J A たいせつ農産物販売協議会」が主体となり運営しています。

毎日、組合員さんの畑で収穫された新鮮な野菜や鷹栖町産牛肉、たいせつ地域の生乳を使ったソフトクリームなどが店内で販売されています。本年 9 月で開店から 17 年を迎えます。今後とも、地域住民や組合員の皆さんに愛される直売所を目指して参りますので、ご愛好のほどよろしくお願い致します。



● 情報提供活動を実施



当 J A では、J A 広報誌「ひろばたいせつ」を毎月発刊すると共に、インターネットやインスタグラム、Facebook 等の SNS、また J A コネクト、i F A X での確敏速に農政・農業技術・活動案内などを組合員・地域住民に提供しています。

また、J A たいせつ Web サイト

<http://www.jataisetu.or.jp> により地域を越えた方々にも当 J A の考え方、J A グループの活動状況を提供させていただいております。

● 年金友の会への支援

当 J A に年金受取貯金口座を持たれている皆様で年金友の会を組織しており、パークゴルフ大会、ゲートボール大会、温泉旅行などの各種活動を支援し、長年地域のために尽くされている諸先輩のご苦労に報いるため、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりを目指しております。また、複雑化している老後を支える大切な年金について、安全確実に受給していただくよう社会保険労務士による「年金相談会」を実施しております。



J A たいせつは、地域のみなさまが安心して暮らせるよう環境、文化、福祉活動に積極的に取組む活動を行っております。

■ 地域社会との共生

● 食・農業・芸術のコラボレーション

当 J A は、たいせつ地域に足を踏み入れてほしい。たいせつ地域にもっと興味を持ってほしいと考え、J A たいせつ青年部が中心となり農と芸術を融合すべく「田んぼにアート」に挑戦しています。19回目の昨年は2014年から北海道米のイメージキャラクターを務めている「マツコ・デラックス」さんと旭川市と鷹栖町のゆるキャラ「あさっぴー」「あったかすくん」とのコラボデザインで縦40メートル、横170メートルの水田に、緑、黄、紫、赤、白、橙の6色の稻を使って、鮮やかに彩られた巨大な絵が浮かび上がります。秋には、消費者を交え稻刈りを実施し「食育」の素晴らしさを伝え続けていきたいと考えています。



● 人・環境にやさしい農業の実現

消費者皆さんに安全な農作物を届けるため「ポジティブリスト制度」が導入されました。

当 J A においても積極的に栽培研修会を実施し安全安心な産地確立を進めています。

また、農業生産により発生する廃ビニール、肥料の空きビニールを回収し、産業廃棄物の飛散防止とリサイクル推進を進めております。



● 地域への支援・福祉活動の参加

当 J A 管内でも高齢化は避けて通れない状況にあります。

その様な中で地域の安全を守るために職員が消防団へ入団し、消防・防災活動を積極的に実施しております。また、町内会活動へも積極的に参加し地域住民とのコミュニケーションを図っております。

また、旭川市と鷹栖町それぞれの自立支援協議会の就労部会に当 J A が参加し、様々な団体の協力のもと、農福連携に取り組んでおります。障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現し、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野においても、担い手不足や高齢化が進む中、新たな働き手の確保につながる可能性を期待しております。



● うるおいとやすらぎの農村環境をめざして

農業を中心とした地域を舞台に都市と農村が人と人との交流を進めるものです。当 J A では市内町内はもちろん道内外より、たくさんの中学校・高校・団体との体験農業や消費者との体験農作業など積極的にグリーンツーリズム活動を実践しています。



● 当 J A の環境配慮への取組み

組合林の所有や環境に配慮したハイブリッドを含む低燃費車輌の導入をはじめ、各施設の照明 LED 化を順次開始し、鷹栖支所事務所新築の際には全室 LED 化となりました。今後もさらに拡充を進めて参ります。

■経営者保証ガイドラインにかかる取組方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究所(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢整備を実施致しました。当JAは、今後、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

※本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ・全国銀行協会URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ・日本商工会議所URL：<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

●経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収の可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

●経営者保証の契約時の対応について

1. 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
2. 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的な保証金額設定はせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

●既存の保証契約の適切な見直しについて

1. 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
2. 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

●既存の保証契約の適切な見直しについて

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残す事の出来る残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理の体制

■リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。



当JAでは、信用事業をはじめ各事業を行う中で、信用事業資産（貸付金・有価証券等）・経済事業資産（未収金等）・その他事業資産等について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いを判定し、業務の健全かつ適正な運営への確保を図るため、査定対象資産を直接に管理・担当している部署が資産査定要領等に基づき実施した資産の査定結果を管理部門で検証・集計したうえで、理事会において厳正に審議し決定する体制としております。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については本所に融資審査課を設置し、支所と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

リスク管理の状況

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

● オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

● 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

信用事業リスク管理自主点検はもとより経営定期点検を行い事務処理水準の向上を図るとともに、四半期ごとの監事監査、上川中央部農協内部審査協議会による監査およびJA全国監査機構の定期監査を受けるなど、事務処理の適正化と事故の未然防止に努めるとともに、業務の多様化・システムなどの情勢変化にも対応しております。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査部門により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

● 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

* * * A L M 管理委員会の設置 * * *

※ A L M … 資産・負債の総合管理 (Asset liability management)

当JAでは、金融環境変化に対応した的確な資金調達・運用を行うため、金利変動リスクを含め資産・負債を総合的に管理し、全部門と密接に連携を取りながら経営全般のリスク管理について検討しております。

コンプライアンス

法令遵守の体制

■コンプライアンス基本方針

当JAは設立以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ◆ JAの経験や知見が豊富な学経理事の登用
- ◆ JAの経験や知見が豊富な員外経事の登用
- ◆ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ◆ 顧問弁護士との契約
- ◆ 顧問税理士との契約
- ◆ 融資審査体制の整備
- ◆ 内部監査室の設置
- ◆ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ◆ 役職員の法務研修派遣の実施
- ◆ 反社会勢力等への対応



●コンプライアンス・プログラム

JAたいせつでは、法令やルールのみならず社会的規範まで含めて、それらを厳格に遵守することをコンプライアンスと考え、JAの持つ社会的、公共的責任を強く認識し、社会の理解と信頼をより確かなものにするため、平成15年2月に「JAたいせつ役職員の行動指針」を制定し、JAたいせつのるべき姿や、役員・職員の日々の行動の在り方を示してきました。

「JAたいせつ役職員の行動指針」は全役職員に配布されており、また、コンプライアンス・プログラムを毎年策定し、役職員への周知徹底を図っています。プログラム推進にあたっては、下記の行動指針の基本方針をはじめとする行動指針を周知するため、コンプライアンス総括責任者を中心各コンプライアンス責任者（室長・部長・支所長）が各部門の全職員に対する啓蒙や、コンプライアンスの徹底を行なっています。



「JAたいせつ役職員の行動指針」基本方針

- ① 私たちは、農業協同組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行っていきます。
- ② 私たちは、法令の文言はもちろん、その精神まで遵守していきます。
- ③ 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明なビジネスを行います。
- ④ 私たちは、全ての利害関係者の人権を守り、地域経済並びに地域社会の健全な発展に貢献します。
- ⑤ 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
- ⑥ 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。
- ⑦ 私たちは、次世代に、豊かで公正な地域社会を残すよう努力します。
- ⑧ 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

■情報セキュリティ基本方針

たいせつ農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護の体制

■個人情報保護方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項で規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

■個人情報保護方針

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

(制定 平成 17 年 4 月 1 日)
(最終改定 令和 4 年 5 月 27 日)
(適用 令和 4 年 4 月 1 日)

■マネー・ローンダリング等および反社会勢力への対応に関する基本方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や 政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネーロンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（制定 平成22年 9月29日）

（最終改正 令和5年11月29日）



特殊詐欺の被害防止により北海道警察旭川中央警察署より感謝状が贈られました。



北海道警察旭川方面本部のご協力のもと、定期的に強盗模擬訓練を実施しております。

■金融 ADR 制度への対応

※ ADR = 裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

①苦情処理措置の内容・・当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

◆当JAの苦情等受付窓口：本所金融部 (0166-57-2345)、鷹栖支所管理金融課 (0166-87-2121)

(営業時間：月～金 9:00～16:00)

②当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業 ①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）にお申し出ください。

・共済事業 (一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

自己資本の状況

■自己資本の状況について

●自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年1月末における自己資本比率は、18.81%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○普通出資による資本調達額

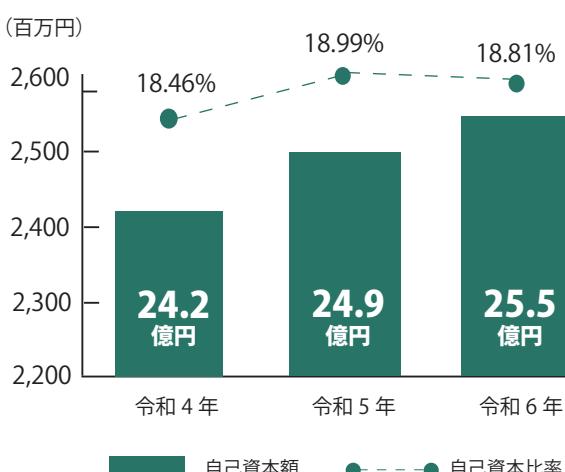
項目	内 容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,238百万円（前年度1,201百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「開示編　自己資本データ　自己資本の充実の状況」に記載しております。

自己資本比率
18.81%

自己資本額・自己資本比率の推移



※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出し、その結果に基づき単体自己資本比率を記載しています。

単体財務データ

- ・事業の概況
- ・直近の2事業年度における財産の状況
 - [貸借対照表]
 - [損益計算書]
 - [剰余金処分計算書]
 - [注記表]
 - [部門別損益計算書]
- ・直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

事業の概況

日本経済は、一時的な停滞感を経験しつつも回復基調を維持し、日経平均株価が史上最高値を更新、また、日銀はマイナス金利政策を終了し、利上げに踏み切りました。春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録し、「デフレからの脱却」が実現しました。しかし、円安や人手不足、海外景気の減速が逆風となり、2024年通年の成長率はマイナスとなりました。個人消費の復調や好調なインバウンド需要が年次以降の回復を支えましたが、G7の中で最も低い成長率となっています。

農業分野では、気候変動の影響が顕著に現れた年でした。前年の秋から夏にかけて観測史上最も高い平均気温を記録し、本州における米の等級低下や一部野菜類の不作、生乳生産量の減少など、国内農業に深刻な影響がありました。

また、農業従事者の高齢化と人口減少が進行し、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下が深刻化しています。これらの課題に対処するため、政府は「食料・農業・農村基本法」を25年ぶりに改正し、食料安全保障の強化や環境と調和した産業への転換を目指すとともに、持続可能な農業の実現に向けた取り組みを重要課題としています。

農業政策は大きな転換期を迎え、今後数十年の農業や地域のあり方が議論されています。今後も情勢を注視しながら迅速に対応して参ります。

J A グループ北海道を取り巻く情勢は、急激に変化しています。消費者の皆様に対して、今まで以上に農業・食に対する理解を求めるため、J A グループが提唱する「国消国産」の認知を広めていますが、農家経済は、国際紛争の長期化や急激な円安進行による国際情勢悪化等により燃料・肥料・生産資材等の生産費の高騰や各交付金の見直しなど厳しい環境下にあります。

このような状況の中、当 J A 第 7 次地域農業振興計画・J A 中期経営計画の2年目にあたり、組合員の農業所得増大等に貢献する J A 運営のスパイラルアップ（好循環）を実現するため、対話の成果とし、「一日ホクレン」を開催し意思疎通と連携強化を図りました。更には、テーマを示し「会っちゃお」訪問を全職員で2回実施し、日頃の課題や要望を全事業にスムーズに反映できるように活動しました。貴重なご意見を頂きありがとうございました。

組織活動の強化・活性化として協同組合運動の意義・必要性を実感できるものとなるよう青年部・女性部との地区別懇談会の実施、米生産者と実需者・卸との集いを開催することが出来ました。生産基盤の強化・経営基盤の安定は必要であり、これからも実需から信頼される産地であり続ける為に、対話活動を充実させ信頼関係を強固にすることを目指して参ります。

農作物の状況において基幹作物の水稻については、降雪量は少なく春先も寒暖の差が激しく、田植え後の低温により一部の圃場で生育の遅れが心配されましたが、生産者皆様の栽培管理とシーズンを通して天候にも恵まれ順調な生育となり、収量・品質ともに高水準となりました。作況指数は北海道 103、上川 104 と「やや良」と 6 年連続の豊作基調と発表されました。

また、全国的な品薄感から取引価格は高値で推移し、特に収穫前後の端境期には高騰しました。生産コストが高止まりし経営的に厳しい年が続いていた中で、生産者の皆さまは、一息つけたのではないかと感じています。

J A たいせつ地域が実需から認められる品質を維持するため、個人施設・施設出荷による適切な調整、一元集荷、また産地指定を拡大するため、最大限の水稻作付面積の確保に対し、深いご理解とご協力を頂き、水稻作付面積 3,553.7ha で品種別比率は「ななつぼし」47.2%、「ゆめぴりか」31.1%、「きらら 397」14.3%、他 7.4%となりました。

集荷状況においては苦戦しました。5 年産以降の品薄感から集荷競争が過熱し、米は出荷契約数量 265,892.5 倍に対し 244,845.5 倍に留まり、全道共計には相当の追加精算を強く求めるとともに、J A 直売も販売を強化し生産者還元に努めて参ります。

屑米・規格外米 21,442.8 倍の実績で、米販売総額は 51 億 8,577 万円、上川ライスターミナル出荷数量 112,088.5 倍、ライスセンター出荷数量 58,008.5 倍で施設利用率は 69.5% の実績となりました。春、秋小麦（規格外含）11,187.3 倍 4,071 万円、採種 4,833 万円、大豆その他で 5,717 万円、販売高合計では 53 億 3,199 万円の計画対比 113.5%となりました。

事業の概況

青果物については、夏場の気温が高く経過したことや夜温の高さが品質の低下や樹勢に影響を及ぼすこともありました。また、局地的な集中豪雨の発生により生産者にとって苦労の多い年となりましたが、品目による差はあるものの全国的な品薄傾向から好調な販売が続き総体では事業計画を上回る取扱金額となり、販売高全体では胡瓜2億1,579万円、原料トマト4,259万円、長葱類3,311万円、アスパラ2,447万円、なんばん2,234万円、その他青果物5,106万円、青果物販売高合計で3億8,937万円、計画対比4,687万円増の113.7%となりました。

酪農畜産物においては、個体販売価格も低迷が続き、生乳価格の上昇と生産抑制が改善されましたが、高止まりする輸入飼料と生産資材価格等により厳しい状況が続いています。また、牛乳・乳製品需要の低迷は続いています。出荷量は前年対比111.5%となる2,644tの出荷実績となりました。酪農畜産物取扱（生乳補給金・集送乳調整金含む）合計4億5,996万円、計画対比5,566万円増の113.8%となりました。

倉庫施設については、期末保管状況は米130,759.5俵、小麦8,395.3俵、大豆5,904.5俵、前年比較で1,353俵の増加となりました。

無人ヘリ防除についての作業は、JAたいせつ無人ヘリ防除運航協議会で、登録オペレーター44名、8機により行われました。防除実施面積は、水稻除草剤・基幹防除・その他防除等合せて4,051.5haの実績となり面積は年々減少しています。

生産資材事業における肥料については、輸入肥料原料の国際市況はロシア・ウクライナ情勢の影響もあり過去にない水準となりました。その影響による大幅な価格高騰で世界的に需要が減少し、国際市況は軟化傾向で推移しています。

農薬については、国内の需要は横ばいとなっている一方で、世界需要は増加し続けています。世界的な需給ひっ迫に伴い、調達コストも増加していることに加え、エネルギー価格の上昇等により、原体価格が上昇しています。系統組織と連携し、予約取りまとめ推進の強化および予約に基づく安定供給に努めました。

コスト低減および省力化や環境配慮への取組み強化として、営農支援や他部署と一体となって前年度を上回る生産者戸別訪問を実践しました。取扱実績9億6,908万円の計画対比492万円減の99.5%となりました。

メカニックセンター・燃料事業については、燃料油価格激変緩和補助金の補助率の見直しにより、価格が高値で推移しています。毎月各種キャンペーンを実施し、店頭での声掛け等により新規会員を増やし利用客数を伸長することが出来ました。また、取扱高・供給量とも前年を上回る取り扱いとなりました。

自動車については、展示会の開催やオイル交換キャンペーンの実施による販売拡大と安価供給に努めるとともに、今期も講習会参加による整備知識と技術向上を図りました。また、地域の未入庫車の紹介もあり前年を上回る車検台数の取り扱いが出来ました。

農業機械については、上川ライスターミナルでの展示会の開催による商品紹介やアルーダの活用による営農コスト低減の推進に取り組みました。取扱実績22億3,724万円、計画対比2億5,124万円増の112.7%となりました。

総務部門については、役職員の目指す人材像を実現するための環境づくりやJA収支を安定的に確保し、健全な財務体質の確立に努力しました。また、女性のJA運営への参画を活性化させるため2名の参与に就任いただきました。

コンプライアンス態勢としては、全役職員対象による勉強会や研修会の開催、また連続職場離脱や経営定期点検の継続的な実施による内部牽制機能の強化に努めました。

安全衛生体制として、毎月労働安全衛生委員会を開催し、知識習得や意識向上に取り組んでいます。また、職員の健康維持・増進に向けた健康管理の実践に取り組みました。

内部監査室では、「JAグループ北海道 不祥事ゼロ運動」の取り組みを通じて、内部監査規程及び監査計画に基づき、業務執行の確認と通告監査と無通告監査を行い、各事業部門における内部管理体制及びリスク管理体制の適切性と有効性を検証し、事務処理等の改善方法に対し客観的意見や助言を行い効率的な内部監査を実施して参りました。

また、監事会や外部監査委託先、関係機関と情報交換・意見交換による連携と効率的運用を確認し内部統制に取り組んで参りました。

固定資産の主な取得につきましては、当初計画によるライスセンター穀粒判別機 407 万円、メカニックセンター高圧受電ケーブル 150 万円で取得、計画外では中古軽自動車等を取得致しました。リース取得では、メカニックセンター関係よりガスマーター・調整器、金融関係より営業店システム移行に伴う機器を取得致しました。

固定資産処分では、旧鷹栖支所跡地を固定資産税評価額下落に伴い帳簿価格との差額を減損処理致しました。

以上、令和 6 年度農協事業全般にわたり、組合員皆様の特段の利用とご理解を頂き厚くお礼申し上げます。また、各関係機関にご指導とご支援を賜りました事に、感謝とお礼を申し上げ、令和 6 年度の事業概況の報告と致します。

J A たいせつ特産品



令和6年度 田んぼアートフェスティバル



直近の2事業年度における財産の状況

■貸借対照表

令和7年1月31日現在

(単位:千円)

資産の部			負債・資本の部		
科 目		令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度
信用事業資産	現金	62,517	57,215	貯金	32,277,307
	預金	27,934,013	29,306,383	借入金	883
	(系統預金)	(27,915,362)	(29,287,857)	その他の信用事業負債	75,647
	(系統外預金)	(18,651)	(18,526)	(未払費用)	(3,581)
	貸出金	4,134,092	4,190,077	(その他の負債)	(72,066)
	その他の信用事業資産	134,655	145,667	債務保証	7,870
	(未収収益)	(132,200)	(143,210)	小 計	32,361,707
	(その他の資産)	(2,455)	(2,457)		33,792,173
	債務保証見返	7,870	—	共済資金	35,438
	貸倒引当金	△ 12,203	△ 12,760	未経過共済付加収入	44,009
共済事業資産	小 計	32,260,944	33,686,583	その他の共済事業負債	30
	その他の共済事業資産	69	55	小 計	79,477
	貸倒引当金	△ 0	△ 0		62,383
経済事業資産	小 計	69	55	経済事業未払金	344,631
	経済事業未収金	391,657	365,775	販売前受金	97,613
	経済受託債権	62,197	188,279	その他の経済事業負債	78,834
	棚卸資産	191,540	196,793	(前受収益)	(68,354)
	(販売品)	(1,666)	(1,999)	(その他の負債)	(72,066)
	(購買品)	(189,873)	(194,794)	小 計	521,077
	その他の経済事業資産	16,128	21,191	設備借入金	53,650
	(未収収益)	(4,880)	(4,992)	未払法人税等	15,263
	(その他の資産)	(11,247)	(16,199)	その他の負債	40,148
	貸倒引当金	△ 1,417	△ 340	小 計	55,411
	小 計	660,105	771,698	賞与引当金	9,184
雑資産	組勘未決済勘定	572	585	退職給付引当金	71,854
	その他の雑資産	123,655	119,212	役員退職慰労引当金	13,518
	貸倒引当金	△ 50	△ 4	小 計	94,556
	小 計	124,177	119,793	負債計	33,280,723
固定資産	有形固定資産	1,029,532	973,354		34,663,462
	(建物)	(2,049,864)	(2,049,864)	出 資 金	1,200,789
	(機械装置)	(513,716)	(517,786)	利益剰余金	1,349,373
	(土地)	(554,056)	(549,431)	(利益準備金)	(616,945)
	(その他の有形固定資産)	(770,113)	(772,748)	(その他利益剰余金)	(732,428)
	(減価償却累計額)	(△ 2,858,217)	(△ 2,916,475)	[経営基盤強化積立金]	[483,421]
	無形固定資産	3,892	3,786	[リスク管理積立金]	[55,195]
	小 計	1,033,424	977,139	[米流通対策積立金]	[13,984]
外部出資	外部出資	1,620,118	1,699,956	[米需給安定対策積立金]	[-]
	(系統出資)	(1,455,785)	(1,533,725)	[税効果積立金]	[27,608]
	(系統外出資)	(131,433)	(133,331)	[当期末処分剰余金]	[152,220]
	(子会社等出資)	(32,900)	(32,900)	〈うち当期剰余金〉	〈98,733〉
	外部出資等損失引当金	△ 1,000	—	処分未済持分	△ 6,377
	小 計	1,619,118	1,699,956	小 計	2,543,785
繰延税金資産		23,243	31,709	その他有価証券評価差額金	11,415
資産計		35,721,079	37,286,932	小 計	13,511
				純資産計	2,555,200
				負債・純資産計	35,721,079
					37,286,932

■損益計算書

(自：令和6年2月1日 至：令和7年1月31日)

(単位：千円)

費用			収益		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
事業総利益	816,501	814,143			
事業費用	2,322,855	2,345,866	事業収益	3,139,356	3,160,009
信 用	資金調達費用	3,731	17,390	資金運用収益	191,011
	役務取引等費用	2,801	3,093	役務取引等収益	11,029
	その他経常費用	28,578	30,247	その他経常収益	13,978
	計	35,110	50,730	計	216,955
共 済	共済推進費	1,467	1,502	共済付加収入	93,325
	その他の費用	3,117	3,263	その他の収益	6,390
	計	4,584	4,765	計	99,715
生 産 資 材	購買品供給原価	727,024	707,402	購買品供給高	832,936
	購買配達費	598	517	購買手数料	5,716
	その他の費用	26,578	28,507	その他の収益	40,768
	計	754,201	736,427	計	879,420
燃 料	給油購買品供給原価	963,937	992,364	給油購買品供給高	1,091,583
	整備購買品供給原価	316,404	246,205	整備購買品供給高	339,830
	給油配達費	21,621	25,334	整備購買手数料	14,237
機 械	修理サービス費	9,792	11,605	修理サービス料	34,993
	その他の費用	41,938	43,694	その他の収益	32,685
	計	1,353,691	1,319,202	計	1,513,327
販 売	販売費	11,642	18,052	販売手数料	135,983
	直売所事業費用	87,251	122,652	直売所事業収益	91,634
	その他の費用	48,751	39,383	その他の収益	86,723
	計	147,644	180,087	計	314,340
保 管 利 用	利用費用	13,369	13,389	利用収益	24,869
	保管費用	23,913	24,496	保管収益	66,836
	農機利用費用	8,575	7,077	農機利用収益	14,544
	コンバイン費用	3,686	3,168	コンバイン収益	5,899
	共同乾燥費用	41,169	43,050	共同乾燥収益	76,738
	計	90,712	91,181	計	188,886
指 導	営農改善指導費	16,324	16,294	賦課金	10,638
	教育情報費	7,265	7,311	受託指導収入	3,267
	営農指導雑支出	593	531	営農雑収入	76
	計	24,182	24,137	計	13,981
事 業 管 理	人件費	539,744	540,561		
	業務費	55,174	52,908		
	諸税負担金	24,448	23,545		
	施設費	105,026	96,451		
	その他事業管理費	2,667	2,450		
	費 計	727,059	715,916		
事業利益			事業外収益	23,035	23,378
事業外費用					
経常利益					
特別損失			特別利益	13,547	745
税引前当期利益			①		
法人税・住民税及び事業税			②		
法人税等調整額			③		
法人税等合計			④ = ① + ③		
当期剰余金			⑤ = ① - ④		
当期首繰越剰余金			⑥		
会計方針の変更による累積的影響額			⑦		
遡及処理後当期首繰越剰余金			⑧ = ⑥ - ⑦		
米需給安定対策積立金取崩額			⑨		
税効果積立金取崩額			⑩		
経営基盤強化積立金取崩額			⑪		
当期末処分剰余金			⑫ = ⑤ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪		

直近の2事業年度における財産の状況

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和5年度末	令和6年度末
当期末処分剰余金	152,220	149,277
剰余金処分額	109,985	107,927
利益準備金	19,800	20,500
任意積立金	21,885	21,267
(経営基盤強化積立金)	(17,000)	(12,000)
出資配当金	11,812	12,150
事業分量配当金	56,488	54,010
次期繰越剰余金	42,235	41,350

- 出資配当金の計算において、年度内の増資及び新加入については日割計算をする。
- 事業分量配当金の計算において、計算基礎となる取引額は税抜金額であり、その取引期間の消費税を配当額に適用し支払うものとする。

(単位：%)

出資配当金	令和5年度	令和6年度
出資金の配当率	1.0	1.0

(単位：千円)

次期繰越剰余金のうち	令和5年度	令和6年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てる繰越額	7,400	7,450

■ 目的積立金の概要

● 経営基盤強化積立金

1. 積立目的

政策や会計基準の変更に伴う経営リスクに伴う支出や、将来一定程度発生が見込まれる臨時の支出によって発生する経営危機を回避するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

毎年度末の組合員資本の20%か、前年度末の積立額のいずれか高い額まで積み立てるものとする。

3. 取崩基準

次の掲げる事象により経営基盤に影響を与える臨時的支出が生じた場合、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

- ① 会計制度等の変更に伴って発生した損失。
- ② 経営環境の変化によって、人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時の損失。
- ③ 農業政策の変更、施設の投資・整備・処分等により、担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失、または臨時的情形によって生じた損失。
- ④ 固定資産の減損会計によって発生した減損損失。
- ⑤ 旧農林年金業務の法律改正で、一時払いの給付完了時期が前倒しとなり、特例業務負担金の一括費用処理が求められた場合。
- ⑥ 地域農業振興計画の推進対策上必要な支出。
- ⑦ 上記①～⑥までに準じる損失。

●リスク管理積立金

1. 積立目的

将来の貸付・有価証券等のリスクに対する財源の確保と、経済のソフト化・金融の自由化に伴う金融競争の激化に対して、競争力のある農協金融事業を確立し、組合の事業の改善発展に資するための支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

- ① 毎事業年度末の貯金残高（含む組合員勘定貸方残高）の $15 / 1000$ 並びに毎事業年度のⅡ分類債権の 10% の合計額を累積限度額として剩余金処分によって積み立てができる。
- ② 事業年度末の貯金残高等の減少により累積限度額を超過した年度は、新たな積立は行わない。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。
なお、100万円以下の少額の支出についての場合は、取り崩すことができないものとする。

●米流通対策積立金

1. 積立目的

米の長期保管或いは流通上の事故等その他止む得ない事由により発生した変質・腐敗等の品質事故、自然減耗などの事由により発生した量目不足等の損害に対する以下のような支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

平成18年事業年度末 保管対策費残高について、その全額を積立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●税効果積立金

1. 積立目的

- ① 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ② 税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ③ 上記①～②に類する支出

2. 積立目標額・積立基準

繰延税金資産に相当する額を限度として積み立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の①～③の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●米需給安定対策積立金

1. 積立目的

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」の基金造成のため、本組合が拠出した拠出金が当該対策の発動によって基金が取崩しされ、再拠出が必要となった場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」実施要領の基金造成目標額に基づき、本組合が拠出する拠出金総額の同額を限度として積み立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

直近の2事業年度における財産の状況

■令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は総平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成ための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しておりますが、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

直近の2事業年度における財産の状況

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）27,608千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,671千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,140,065 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,345 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の債権 111 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 148,448 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 6,310 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、

その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうちのうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 15,516 千円

うち事業取引高 15,516 千円

子会社等との取引による費用総額 12,733 千円

うち事業取引高 12,733 千円

直近の2事業年度における財産の状況

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借り入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化を取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が13,017千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しています。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものも含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	27,934,013	27,917,461	△ 16,552
貸出金	4,134,092	—	—
貸倒引当金（* 1）	△ 12,203	—	—
貸倒引当金控除後	4,121,889	4,209,156	87,267
経済事業未収金	391,657	—	—
貸倒引当金（* 2）	△ 1,379	—	—
貸倒引当金控除後	390,278	390,278	—
外部出資	19,463	19,463	—
資産計	32,465,643	32,536,358	70,715
貯 金	32,277,307	32,248,029	△ 29,278
借入金（* 3）	54,533	54,533	—
経済事業未払金	344,631	344,631	—
負債計	32,676,471	32,647,193	△ 29,278

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 53,650 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定期間に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

直近の2事業年度における財産の状況

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,600,655
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,599,655

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	27,934,013	—	—	—	—	—
貸出金（＊1）	880,298	496,774	431,674	367,198	312,778	1,645,370
経済事業未収金	391,657	—	—	—	—	—
計	29,205,969	496,774	431,674	367,198	312,778	1,645,370

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 42,779 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（＊1）	28,021,937	1,946,200	1,794,808	242,910	271,451	—
借入金	883	—	—	—	—	—
設備借入金	10,726	10,727	10,729	10,730	10,738	—
計	28,033,546	1,956,927	1,805,537	253,641	282,189	—

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又 は償却原価	貸借対照 表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却 原価を超えるもの	3,683	19,463	15,780

なお、上記評価差額から繰延税金負債 4,365 千円を差し引いた額 11,415 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 72,200 千円
①退職給付費用	△ 21,805 千円
②退職給付の支払額	5,833 千円
③特定退職金共済制度への拠出金	16,317 千円
調整額合計	345 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 71,854 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 374,118 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	302,264 千円
③ 未積立退職給付債務	△ 71,854 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 71,854 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 71,854 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	21,805 千円
② 臨時に支払った割増退職金	7,901 千円
合計	29,706 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,797千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、55,354千円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

9. 税効果会計関係

(1) 總延税金資産及び総延税金負債の内訳

総延税金資産	
退職給付引当金	19,875 千円
減損損失	6,610 千円
賞与引当金	2,540 千円
役員退職慰労引当金	3,739 千円
<u>その他</u>	<u>5,017 千円</u>
総延税金資産 小計	37,781 千円
評価性引当額	△ 10,174 千円
総延税金資産 合計 (A)	27,608 千円
総延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,365 千円
総延税金負債 合計 (B)	△ 4,365 千円
総延税金資産の純額 (A) + (B)	<u>25,030 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.88%
事業分量配当金	△ 13.25%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.26%
評価性引当額の増減	0.62%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.28%

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

直近の2事業年度における財産の状況

■令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

[市場価格のない株式等]

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

- 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

- 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点での収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は経済受託債務に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）36,875 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 4,625 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,105 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,140,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,495 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の債権 318 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 179,963 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 12,520 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません、危険債権額は 55,769 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の

回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 55,769 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	13,336 千円
うち事業取引高	13,336 千円
子会社等との取引による費用総額	15,825 千円
うち事業取引高	15,825 千円

(2) 減損損失の状況

① グルーピングの概要

当組合では、組合全体の将来キャッシュ・フローの生成及び組合員の営農に必要な施設を共用資産として設定しております。単独でのキャッシュ・フローの把握が可能な本支所メカニックセンターを一般資産、旧Aコープ東鷹栖店舗跡（セイコーマート・三浦園芸）を賃貸資産、山林並びに旧鷹栖支所、旧Aコープたかす店、旧鷹栖支所洗車場跡地を遊休資産としております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産のグループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
旧鷹栖支所跡 土地 (上川郡鷹栖町)	遊 休	土 地	旧Aコープたかす店跡地含む

③ 減損損失に至った経緯

旧鷹栖支所と旧Aコープたかす店跡地については、土地価格が下落したことから帳簿価格を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（4,625千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	種 類	合 計
旧鷹栖支所・旧Aコープたかす店跡	土 地	4,625 千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額を補正して算出しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借り入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

直近の2事業年度における財産の状況

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が10,961千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものも含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	29,306,383	29,208,943	△ 97,440
貸出金	4,190,077	—	—
貸倒引当金（＊1）	△ 12,760	—	—
貸倒引当金控除後	4,177,318	4,230,694	53,377
経済事業未収金	365,775	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 306	—	—
貸倒引当金控除後	365,469	365,469	—
外部出資	22,361	22,361	—
資 产 計	33,871,530	33,827,467	△ 44,063
貯 金	33,745,122	33,635,359	△ 109,763
借入金（＊3）	42,924	42,924	—
経済事業未払金	343,911	343,911	—
負 債 計	34,131,958	34,022,195	△ 109,763

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金42,924千円を含めております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 資金

要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,677,595

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,306,383	—	—	—	—	—
貸出金（＊1）	722,048	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539
経済事業未収金	365,775	—	—	—	—	—
計	30,394,206	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越30,751千円については「1年以内」に含めております。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（＊1）	28,593,550	1,562,304	2,330,515	239,616	1,019,137	—
設備借入金	10,727	10,729	10,730	10,738	—	—
計	28,604,278	1,573,033	2,341,246	250,353	1,019,137	—

(＊1) 貯金のうち、要求払戻金については「1年以内」に含めて開示しております。

直近の2事業年度における財産の状況

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	3,683	22,361	18,678

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 71,854 千円
① 退職給付費用	△ 23,581 千円
② 退職給付の支払額	481 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	17,716 千円
調整額合計	△ 5,384 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,239 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 395,855 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	318,616 千円
③ 未積立退職給付債務	△ 77,239 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,239 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 77,239 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,581 千円
② 臨時に支払った割増退職金	— 千円
合計	23,581 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,809千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、48,389千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,364 千円
減損損失	7,770 千円
賞与引当金	2,778 千円
役員退職慰労引当金	4,529 千円
その他	6,064 千円
繰延税金資産 小計	42,506 千円
評価性引当額	△ 5,631 千円
繰延税金資産 合計 (A)	36,875 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,166 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 5,166 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	31,709 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.99%
事業分量配当金	△ 12.86%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.30%
評価性引当額の増減	△ 3.91%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.83%

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

直近の2事業年度における財産の状況

■令和5年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,226,625	216,955	99,715	1,382,646	1,513,327	13,981	
事業費用	2,410,124	35,110	4,584	992,557	1,353,691	24,182	
事業総利益	816,501	181,845	95,131	390,089	159,636	▲ 10,201	
事業管理費	727,059	124,462	72,074	310,441	141,770	78,313	
人件費	539,744	98,951	56,793	209,506	104,940	69,555	
業務費	55,174	10,894	6,325	21,080	13,776	3,099	
諸税負担金	24,448	5,308	3,359	9,981	4,807	993	
施設費	105,026	8,753	5,269	68,669	17,925	4,410	
うち減価償却費	59,589	3,165	1,765	42,546	11,066	1,047	
その他事業管理費	2,667	556	328	1,205	322	256	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		32,978	20,868	62,019	29,868	6,171	▲ 151,904
うち減価償却費		547	346	1,029	495	102	▲ 2,520
事業利益	89,442	57,383	23,057	79,648	17,866	▲ 88,514	
事業外収益	23,035	4,880	3,238	9,509	4,420	989	
うち共通分の配分		4,880	3,088	9,177	4,420	913	▲ 22,477
事業外費用	1,589	345	218	649	312	65	
うち共通分の配分		345	218	649	312	65	▲ 1,589
経常利益	110,888	61,918	26,077	88,508	21,974	▲ 87,589	
特別利益	13,547	1,411	893	8,797	2,182	264	
うち共通分の配分		1,411	893	2,654	1,278	264	▲ 6,500
特別損失	6,500	1,411	893	2,654	1,278	264	
うち共通分の配分		1,411	893	2,654	1,278	264	▲ 6,500
営農指導事業配分前 税引前当期利益	117,935	61,918	26,077	94,651	22,878	▲ 87,589	
営農指導事業分の配分		25,213	16,667	45,709	—	▲ 87,589	
営農指導事業配分後 税引前当期利益	117,935	36,705	9,410	48,942	22,878		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和5年度	共通管理費等	共通管理費は(均等割25%+事業総利益割75%)で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は(均等割25%+事業総利益割75%)で配賦しています。(生活その他部門を除く)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和5年度	共通管理費等	21.71%	13.74%	40.83%	19.66%	4.06%	100%
	営農指導事業	28.79%	19.03%	52.18%			100%

■令和5年度 部門別資産

(単位：千円)

区分	計	信 用	共 濟	農業関連	生活その他	営 農	共通資産
		事 業	事 業	事 業	事 業	指 導 事 業	
事業別の総資産	38,132,503	32,398,504	68,149	882,542	416,718	23,804	4,342,785
総資産(共通資産配分後)	38,132,503	33,341,323	664,848	2,655,701	1,270,510	200,121	
(うち固定資産)	(1,033,424)	(173,344)	(90,727)	(497,971)	(240,896)	(30,486)	

■令和6年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,220,671	228,683	100,899	1,385,306	1,513,327	13,981	
事業費用	2,406,528	50,730	4,765	1,007,695	1,353,691	24,182	
事業総利益	814,143	177,953	96,134	377,611	159,636	▲ 10,201	
事業管理費	715,916	123,601	68,791	281,230	141,770	78,313	
人件費	540,561	99,523	54,091	193,685	104,940	69,555	
業務費	52,908	10,543	6,095	17,079	13,776	3,099	
諸税負担金	23,545	4,859	3,165	7,919	4,807	993	
施設費	96,451	8,180	5,134	61,537	17,925	4,410	
うち減価償却費	58,962	3,056	1,726	43,153	11,066	1,047	
その他事業管理費	2,450	496	306	1,009	322	256	
各事業管理費のうち配分された共通管理費		31,073	20,241	50,644	29,868	6,171	▲ 151,904
うち減価償却費		508	331	828	495	102	▲ 2,520
事業利益	98,227	54,352	27,343	96,381	17,866	▲ 88,514	
事業外収益	23,378	4,762	3,102	7,979	4,420	989	
うち共通分の配分		4,762	3,102	7,761	4,420	913	▲ 22,477
事業外費用	1,412	291	190	475	312	65	
うち共通分の配分		291	190	475	312	65	▲ 1,589
経常利益	120,194	58,823	30,255	103,886	21,974	▲ 87,589	
特別利益	1,745	237	155	571	2,182	264	
うち共通分の配分		237	155	487	1,278	264	▲ 6,500
特別損失	5,775	1,192	776	1,942	1,278	264	
うち共通分の配分		1,192	776	1,942	1,278	264	▲ 6,500
営農指導事業配分前税引前当期利益	116,164	57,868	29,634	102,514	22,878	▲ 87,589	
営農指導事業分の配分		32,239	15,418	61,472	—	▲ 87,589	
営農指導事業配分後税引前当期利益	116,164	25,630	14,216	41,043	22,878		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和6年度	共通管理費等	共通管理費は（事業総利益割+均等割+人頭割の平均値）で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は（事業総利益割+人頭割の平均値）で配賦しています。（生活その他部門を除く）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信 用 事 業	共 濟 事 業	農業関連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
令和6年度	共通管理費等	20.64%	13.44%	33.64%	20.18%	12.10%	100%
	営農指導事業	29.54%	14.13%	56.33%			100%

■令和6年度 部門別資産

(単位：千円)

区分	計	信 用 事 業	共 濟 事 業	農業関連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通資産
事業別の総資産	37,281,291	33,819,745	65,815	963,010	397,770	23,088	2,011,863
総資産（共通資産配分後） (うち固定資産)	37,281,291 (977,139)	34,234,912 (166,264)	336,272 (87,324)	1,639,702 (447,877)	803,853 (233,188)	266,552 (42,487)	

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

■財務・事業成績の推移（ハイライト）

(単位:百万円、口、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収益	3,614	3,795	3,035	3,139	3,160
【信用事業収益】	222	217	211	217	229
【共済事業収益】	108	107	108	100	101
【販売事業収益】	333	352	345	314	342
【購買事業収益】	2,835	2,958	2,211	2,393	2,345
【その他の収益】	198	214	219	203	204
経常利益	108	111	169	111	120
当期剰余金 (注1)	63	86	137	99	102
出資金	1,136	1,145	1,162	1,201	1,238
出資口数	2,271,665 口	2,289,766 口	2,324,594 口	2,401,578 口	2,475,520 口
純資産額	2,352	2,419	2,474	2,555	2,623
総資産額	34,492	35,062	35,754	35,721	37,287
貯金等残高	31,213	31,709	32,330	32,277	33,745
貸出金残高	3,759	4,105	3,990	4,134	4,190
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	27	34	59	68	66
【出資配当の額】	11	11	11	12	12
【事業分量配当の額】	15	22	47	56	54
職員数	93 人	91 人	87 人	88 人	89 人
単体自己資本比率 (注2)	18.34%	18.55%	18.46%	18.99%	18.81%

※ (注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

※ (注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

信用事業データ

- ・信用事業の考え方
- ・信用事業に関する指標
- ・貸出金残高・債権残高
- ・有価証券等の時価情報
- ・貸倒引当金
- ・信用事業以外の事業の実績

信用事業の考え方

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替を3本柱とする、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貸出運営の考え方

当JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域の発展を支えるべく、組合員・地域の皆様の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、組合員・地域の皆様からお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度額を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。今後も組合員・地域の皆様の生活にお役に立つよう積極的に貸出業務の推進に取り組んで参ります。

■JAバンクシステムとは

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

JAバンクシステム

組合員・利用者



信用事業に関する指標

■信用事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	188	187	△ 1
役務取引等収支	8	8	0
その他信用事業収支	△ 15	△ 17	△ 2
信用事業粗利益	182	179	△ 3
信用事業粗利益率	0.58%	0.56%	△ 0.02%
事業粗利益	797	804	7
事業粗利益率	2.26%	2.23%	△ 0.03%
事業純益	70	88	18
実質事業純益	70	88	18
コア事業純益	70	88	18
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	70	88	18

※注 1 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注 2 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）+金銭の信託運用見合費用]

注 3 信用事業粗利益率（%）は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益率=信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100]

注 4 事業粗利益率（%）は次の算式により計算しております。

[事業粗利益率=事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100]

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	31,414	177	0.56%	32,107	191	0.59%
【うち預金】	27,244	116	0.43%	27,772	127	0.46%
【うち有価証券】	—	—	—	—	—	—
【うち貸出金】	4,170	61	1.46%	4,335	64	1.48%
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金調達勘定	32,432	4	0.01%	33,098	17	0.05%
【うち貯金・定期積金】	32,260	3	0.01%	32,642	15	0.05%
【うち借入金】	172	1	0.53%	456	2	0.51%
総資金利ざや	—	0.17%	—	—	—	0.17%

※注 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り+経费率）]

経费率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金・定積・借入金）×100]

信用事業に関する指標

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	3	10
【うち貸出金】	3	3
【うち商品有価証券】	—	—
【うち有価証券】	—	—
【うちコールローン】	—	—
【うち買入手形】	—	—
【うち預け金】	△0	7
支払利息	△1	14
【うち貯金】	△1	12
【うち譲渡性預金】	—	—
【うち借入金】	△0	1
差し引き	2	△4

※注：増減額は前年度対比です。

●利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.31%	0.33%	0.02%
資本経常利益率	5.28%	5.54%	0.26%
総資産当期純利益率	0.33%	0.32%	△0.01%
資本当期純利益率	5.61%	5.35%	△0.26%

※注：次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益／資本勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益／資本勘定平均残高 × 100

■貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
流動性貯金	17,293	53.6%	18,901	57.9%	1,608
定期性貯金	14,758	45.8%	13,529	41.5%	△ 1,229
その他の貯金	204	0.6%	206	0.6%	2
計	32,255	100.0%	32,636	100%	381
譲渡性貯金	—	— %	—	— %	—
合計	32,255	100.0%	32,636	100.0%	381

※注1 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

※注2 定期性貯金=定期貯金+定期積金

●貯金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
流動性貯金	17,512	54.3%	19,657	58.2%	2,145
【当座貯金】	(0)	(0.0%)	(3)	(0.0%)	(2)
【普通貯金】	(17,203)	(53.3%)	(19,331)	(57.3%)	(2,128)
【貯蓄貯金】	(308)	(1.0%)	(322)	(1.0%)	(14)
【通知貯金】	(—)	(— %)	(—)	(— %)	(—)
定期性貯金	14,579	45.2%	13,895	41.2%	△ 684
【定期貯金】	(14,558)	(45.1%)	(13,877)	(41.1%)	(△ 682)
【定積貯金】	(21)	(0.1%)	(18)	(0.1%)	(△ 3)
その他貯金	186	(0.6%)	193	0.6%	7
譲渡性貯金	—	— %	—	— %	—
合計	32,277	100.0%	33,745	100.0%	1,468

※注 () 内は構成比です。

●定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
定期貯金	14,558	100.0%	13,877	100%	△ 682
【うち固定自由金利定期】	(14,558)	(100.0%)	(13,877)	(100%)	(△ 682)
【うち変動自由金利定期】	(—)	(— %)	(—)	(— %)	(—)

※注1 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

※注2 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

※注3 () 内は構成比です。

●貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
組合員貯金	23,311	72.2%	24,770	73.4%	1,459
組合員以外の貯金	8,966	27.8%	8,975	26.6%	9
地方公共団体	(3,145)	(9.7%)	(3,091)	(9.2%)	(△ 54)
その他非営利法人	(828)	(2.6%)	(873)	(2.6%)	(45)
その他員外	(4,993)	(15.5%)	(5,011)	(14.8%)	(18)
合計	32,277	100.0%	33,745	100.0%	1,468

※注 () 内は構成比です。

貸出金残高・債権残高

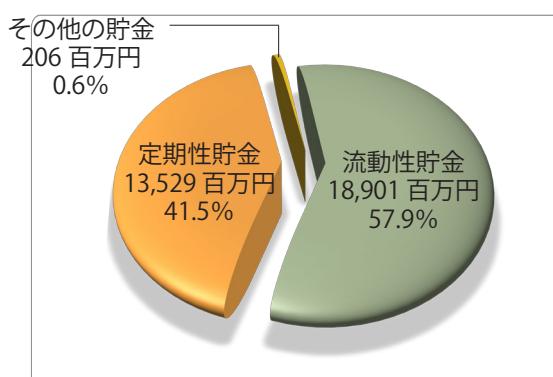
■貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高

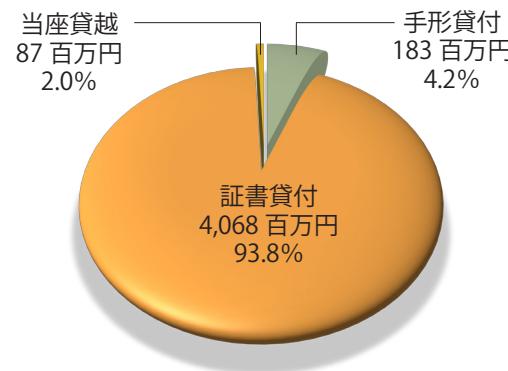
(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	186	183	△3
証書貸付	3,881	4,068	186
当座貸越	106	87	△19
割引手形	—	—	—
合計	4,173	4,337	164

令和6年度 賯金平均残高



令和6年度 貸付金平均残高



●貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	3,788	91.6%	3,917	93.5%	128
変動金利貸出	302	7.3%	242	5.8%	△60
その他貸出	44	1.1%	31	0.7%	△13
残高合計	4,134	100.0%	4,190	100.0%	56

●貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
組合員貸出	3,364	81.4%	3,390	80.9%	26
組合員以外の貸出	770	18.6%	800	19.1%	30
地方公共団体	(751)	(18.2%)	(769)	(18.4%)	(18)
その他非営利法人	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)
その他員外	(20)	(0.5%)	(31)	(0.7%)	(11)
合計	4,134	100.0%	4,190	100.0%	56

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	103	70	△34
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	103	70	△34
農業信用基金協会保証	2,796	2,986	191
その他保証	142	170	28
小 計	2,938	3,156	219
信 用	1,093	964	△129
合 計	4,134	4,190	56

●債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	8	0	△8
合 計	8	0	△8

●貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金残高	3,807	4,036	228
設備資金構成比	(92.1%)	(96.3%)	
運転資金残高	327	154	△172
運転資金構成比	(7.9%)	(3.7%)	
残高合計	4,134	4,190	56

貸出金残高・債権残高

●業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
農 業	2,712	(65.6%)	2,773	(66.2%)	61
林 業	—	(— %)	—	(— %)	—
水産業	—	(— %)	—	(— %)	—
製造業	4	(0.1%)	3	(0.1%)	△ 1
鉱 業	—	(— %)	—	(— %)	—
建設業	2	(0.0%)	1	(0.0%)	△ 2
電気・ガス・熱供給・水道業	3	(0.1%)	3	(0.1%)	△ 0
運輸・通信業	3	(0.1%)	4	(0.1%)	0
卸売・小売・飲食業	11	(0.3%)	10	(0.3%)	△ 1
金融・保険業	0	(0.0%)	0	(0.0%)	△ 0
不動産業	—	(— %)	0	(0.0%)	0
サービス業	83	(2.0%)	35	(0.8%)	△ 48
地方公共団体	751	(18.1%)	769	(18.4%)	19
その他	565	(13.7%)	592	(14.1%)	27
合 計	4,134	(100.0%)	4,190	(100.0%)	56

※注 () 内は構成比です

●貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期 末	12.8%	12.4%	△ 0.4%
	期中平均	12.9%	12.1%	△ 0.8%
貯証率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

※注 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別貸出金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	2,201	2,176	△25
穀作	(1,952)	(1,946)	(△6)
野菜・園芸	(31)	(49)	(17)
果樹・樹園農業	(-)	(-)	(-)
工芸作物	(-)	(-)	(-)
養豚・肉牛・酪農	(97)	(93)	(△4)
養鶏・鶏卵	(-)	(-)	(-)
養蚕	(-)	(-)	(-)
その他農業	(121)	(88)	(△33)
農業関連団体等	—	—	—
合計	2,201	2,176	33

※注 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

● 資金種類別貸出金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	1,400	1,308	△92
農業制度資金	801	868	67
農業近代化資金	(339)	(411)	(72)
その他制度資金	(462)	(457)	(△5)
合計	2,201	2,176	△25

※注 プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

● 受託貸付金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫	319	290	△30
その他	12	7	△5
合計	332	297	△35

※注 株式会社日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貸出金残高・債権残高

■農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	債 権 額	保 全 額				合 計
		担 保	保 証	引 当		
令和5年度						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—	—	—
要管理債権	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
正常債権	4,147					
合計	4,147					
令和6年度						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—	—
危険債権	56	4	44	7	56	
要管理債権	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—
小計	56	4	44	7	56	
正常債権	4,140					
合計	4,196					

※注1 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

※注2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

※注3 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

※注4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

※注5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

※注6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

有価証券等の時価情報

■有価証券に関する指標

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
外国債権	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	—	—	—

※注 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

●商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
商品国債	—	—	—
商品地方債	—	—	—
商品政府保証債	—	—	—
貸付商品債券	—	—	—
合 計	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報

■有価証券の時価情報

●売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

●満期保有目的有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えるもの	株式	19	4	16	22	4	19
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	19	4	16	22	4	19
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		19	4	16	22	4	19

■金銭の信託

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

●満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和5年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和6年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和5年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和6年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

貸倒引当金

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

令和5年度						
区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	14	14	—	14	0	14
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合計	14	14	—	14	0	14

令和6年度						
区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	14	6	—	14	△8	6
個別貸倒引当金	—	7	—	—	7	7
合計	14	13	—	14	△1	13

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

信用事業以外の事業の実績

■指導事業

(収入)

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
賦課金	10,638	10,633
実費収入	—	—
受託指導収入	3,267	4,355
営農雑収入	76	78
合計	13,981	15,065

(支出)

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
営農改善指導費	農業振興	6,926
	営農支援	384
	米穀販売	6,127
	青果畜産	2,887
計	16,324	16,294
教育情報費	7,265	7,311
営農指導雑支出	593	531
合計	24,182	24,137

■販売・購買取扱高

(単位：千円)

項目	年 度	令和5年度	令和6年度
	取扱額	取扱額	取扱額
米	3,637,683	5,185,768	5,185,768
麦・雑穀	94,425	97,886	97,886
採種	62,195	48,333	48,333
青果物	342,474	389,373	389,373
畜産物	403,993	459,961	459,961
販売取扱高計	4,540,770	6,181,322	6,181,322
生産資材	993,192	969,080	969,080
燃料	1,091,583	1,122,628	1,122,628
車輌・機械	942,270	1,114,613	1,114,613
生産資材取扱高計	3,027,045	3,206,321	3,206,321

※畜産物取扱額に生乳補給金額及び集送乳調整金を含めて表示しております。

信用事業以外の事業の実績

■共済事業

●長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終身共済	178	17,773	59	16,820
定期生命共済	15	324	21	342
養老生命共済	131	6,579	19	5,566
こども共済	(22)	(1,533)	(7)	(1,418)
医療共済	—	119	—	116
がん共済	—	118	—	114
定期医療共済	—	138	—	129
介護共済	22	94	33	126
認知症共済	—	—	—	—
生活障害共済	—	—	—	—
特定重度疾病共済	—	—	—	—
年金共済	—	1,333	—	1,196
建物更生共済	1,113	14,767	1,693	14,789
合計	1,459	41,245	1,824	39,198

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えることにより、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

●医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	9	0	8
	7	49	19	72
がん共済	0	2	0	2
	—	0	—	0
合計	0	12	0	11
	7	49	19	72

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額の金額、下段に治療共済金額を記載しております。

●介護系その他の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	31	132	41	172
認知症共済	—	—	1	1
生活障害共済（一時金型）	—	—	—	—
生活障害共済（定期年金型）	—	17	3	20
特定重度疾病共済	6	49	2	51
合計	37	198	47	243

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

●年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	0	291	2	276
年金開始後	—	194	—	185
合計	0	484	2	461

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

●短期共済新契約高 共済掛金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
火災共済	22	22
自動車共済	154	157
傷害共済	8	8
賠償責任共済	3	3
自賠責共済	24	23
合計	211	213

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額
(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3)「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

JA共済



自己資本データ

- ・自己資本の充実の状況
- ・信用リスク
- ・金利リスク

自己資本の充実の状況

■自己資本の構成に関する事項

●単体自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,475	2,544
うち、出資金及び資本準備金の額	1,201	1,238
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,349	1,383
うち、外部流出予定額	△ 68	△ 66
うち、処分未済持分の額	△ 6	△ 11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計	14	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	①	2,489
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	②	4
自己資本		
自己資本の額（①-②）=③	③	2,485
		2,546

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,592	12,022
資産（オン・バランス）項目	11,584	12,022
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サークル・ライツに係るもの）を除く）に係るもの		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るもの		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るもの		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リースに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	8	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関連エクスポート・リースに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,495	1,506
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額	(4)	13,087
自己資本比率		
自己資本比率 ③/(4)=⑤	⑤	18.99%
		18.81%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額} \quad ③ \quad 25 \text{ 億 } 4,592 \text{ 万円}}{\text{リスク・アセット} ④ \quad 135 \text{ 億 } 2,799 \text{ 万円}} = 18.81\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産（リスク・アセット）は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率（リスクウェイト）に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性がある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実度に関する事項

●信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和5年度			令和6年度		
	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	63	—	—	57	—	—
我が国的地方公共団体向け	752	—	—	770	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	28,041	5,608	224	29,423	5,885	235
法人等向け	73	43	2	13	13	1
中小企業等向けおよび個人向け	205	122	5	185	105	4
抵当権付き住宅ローン	125	40	2	116	38	2
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	2	0	0	2	0	0
信用保証協会等による保証付	2780	274	11	2,991	292	12
出資等	370	370	15	369	369	15
(うち出資等のエクスポージャー)	(370)	(370)	(15)	(369)	(369)	(15)
(うち重要な出資のエクspoージャー)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
うち上記以外	3,290	5,134	205	3,357	5,321	213
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	(1,235)	(3,087)	(123)	(1,313)	(3,282)	(131)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	(28)	(69)	(3)	(37)	(92)	(4)
(うち上記以外のエクspoージャー)	(2,020)	(1,970)	(79)	(2,007)	(1,947)	(78)
標準的手法を適用するエクspoージャー計	35,719	11,592	464	37,283	11,592	464
CVA リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスクアセットの額の合計額	35,719	11,592	464	35,719	12,022	481
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基本的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	1,495	60	1,506	60		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	13,087	523	13,528	541		

注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。

注2:「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

注4:「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。

注5:「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

注6:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7:「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8:オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算定方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク

■信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャヤー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャヤー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャヤー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャヤー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

●信用リスクに関するエクスポートジャヤーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位:百万円)

信用リスク期末残高	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高		うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高	
	35,719	4,147		—	37,283	4,196

●信用リスクに関するエクスポートジャヤーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

※国外のエクスポートジャヤーは、該当ありません。

●信用リスクに関するエクスポートジャヤーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

法人	業種	令和5年度			令和6年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高		うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高	
		三月以上延滞 エクスポートジャヤー	うち エクスポートジャヤー			三月以上延滞 エクスポートジャヤー	うち エクスポートジャヤー
農業	535	535	—	—	—	619	619
金融・保険業	27,937	—	—	—	—	29,315	—
建設・不動産業	4	4	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	752	752	—	—	—	770	770
上記以外	1,752	148	—	—	—	1,812	130
個人	2,701	2,701	—	—	—	2,677	2,677
その他	2,039	8	—	—	—	2,090	—
合 計	35,719	4,147	—	—	—	37,283	4,196

※注：信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤーに該当するもの、証券化エクスポートジャヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

「三月以上延滞エクスポートジャヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャヤーのことです。

信用リスク

●信用リスクに関するエクスポート・ジヤーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポート・ジヤーの残高		うち債券	信用リスクに関するエクスポート・ジヤーの残高		うち債券
	うち貸出金等			うち貸出金等		
1年以下	28,272	338	—	29,480	167	—
1年超3年以下	360	360	—	312	312	—
3年超5年以下	501	501	—	699	699	—
5年超7年以下	727	727	—	654	654	—
7年超10年以下	382	382	—	378	378	—
10年超	1,789	1,789	—	1,942	1,942	—
期限の定めのないもの	3,688	50	—	3,817	43	—
合 計	35,719	4,147	—	37,283	4,196	—

※注：信用リスクに関するエクスポート・ジヤーの残高には、JAの資産並びにオフ・バランス取引を含みます。「期間の定めのないもの」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	14	14	—	14	14	—	14	6	—	14	6	—
個別 貸 倒 引 當 金	農業	—	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—
	合 計	14	14	—	14	14	—	14	13	—	14	13

※注：国外のエクスポート・ジヤーに係る個別貸倒引当金は該当ありません。

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウエイト 0 %	980	966
	リスク・ウエイト 2 %	—	—
	リスク・ウエイト 4 %	—	—
	リスク・ウエイト 10 %	2,744	2,924
	リスク・ウエイト 20 %	28,043	29,425
	リスク・ウエイト 35 %	115	108
	リスク・ウエイト 50 %	68	99
	リスク・ウエイト 75 %	118	78
	リスク・ウエイト 100 %	2,390	2,332
	リスク・ウエイト 150 %	—	—
	リスク・ウエイト 250 %	1,262	1,350
	その他	—	—
リスク・ウエイト 1250 %		—	—
自己資本控除額		—	—
合 計		35,719	37,283

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクspoージャーがあります。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートヤーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートヤーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポートヤーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	30	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	68	—	93
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	48	—	48	6
合計	78	68	48	99

※注：「エクスポートヤー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

「三月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートヤー及び「金融機関向け及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートヤーのことです。「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項

※該当する取引ありません。

■証券化工エクスポートヤーに関する事項

※該当する取引ありません。

■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	1,620	1,620	1,700	1,700
合 計	1,620	1,620	1,700	1,700

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です

●出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

※該当する売却及び焼却に伴う損益はありません。

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

※該当する評価損益の額はありません。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

※該当する評価損益の額はありません。

■金利リスクに関する事項

●金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（△EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁の定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◆△ EVE および△ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVE および△ NII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量 (△)

●金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク		(単位：百万円)			
順番		イ	ロ	ハ	二
		△ EVE		△ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	15	—	68	70
2	下方パラレルシフト	—	34	—	—
3	スティープ化	27	—		
4	フラット化	14	26		
5	短期金利上昇	19	12		
6	短期金利低下	48	30		
7	最大値	48	34	68	70
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
		2,485		2,546	

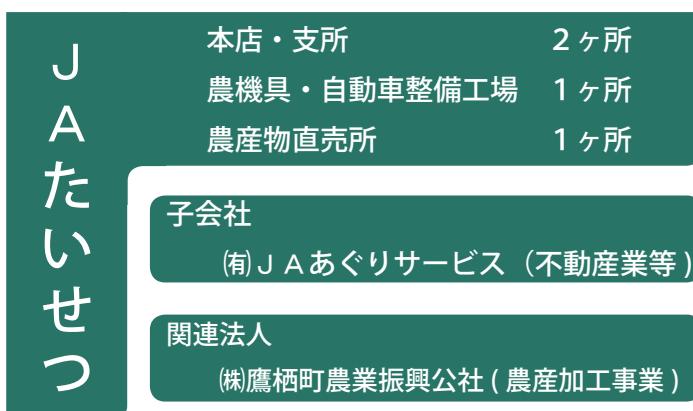
連結財務データ

- ・連結事業概況
- ・連結財務状況
 - 〔連結貸借対照表〕
 - 〔連結損益計算書〕
 - 〔連結キャッシュフロー計算書〕
 - 〔注記表〕
 - 〔連結剰余金計算書〕
- ・連結自己資本比率の状況

連結事業概況

■グループの概況

J A たいせつのグループは、当 J A、子会社 1 社、関連法人等 1 社で構成されています。このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



■子会社等について

(単位：百万円、%)

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社等の 議決権比率
(有)JAあぐりサービス	不動産業務・農作業受託他	旭川市東鷹栖 1 条 3 丁目 635-58	平成 15 年 9 月 2 日	3	96.7%	0.0%
(株)鷹栖町農業振興公社	農産物の集荷選果・加工販売	上川郡鷹栖町 11 線 5 号	昭和 61 年 2 月 6 日	180	16.7%	0.0%

■令和 6 年度における連結事業の概況

◆たいせつ農業協同組合（親会社）

当 J A の取り組みとしては、第 7 次地域農業振興計画・ J A 中期経営計画の 2 年目にあたり、組合員の農業所得増大等に貢献する J A 運営のスパイラルアップ（好循環）を実現するため、対話の成果とし、「一日オクレン」を開催し意思疎通と連携強化を図りました。更には、テーマを示し「会っちゃお」訪問を全職員で 2 回実施し、日頃の課題や要望を全事業にスムーズに反映できるように活動しました。貴重なご意見を頂きありがとうございました。

組織活動の強化・活性化として協同組合運動の意義・必要性を実感できるものとなるよう青年部・女性部との地区別懇談会の実施、米生産者と実需者・卸との集いを開催することができました。生産基盤の強化・経営基盤の安定は必要であり、これからも実需から信頼される産地であり続ける為に、対話活動を充実させ信頼関係を強固にすることを目指して参ります。 本年度の事業結果として、事業総利益では計画対比増の 814,143 千円となり、当期剰余金についても計画対比増の 102,417 千円となりました。

◆有限会社 JA あぐりサービス（子会社）

当会社は、無人ヘリ防除作業業務、不動産業務等の事業活動を行っております。
令和 6 年度については、無人ヘリ防除作業業務による営業収益 38,516 千円、当期剰余金 65 千円の実績となりました。

◆連結財務の状況

当組合グループの連結財務の状況は、信用・共済事業から経済事業資産・固定資産等の総資産額は 37,285 百万円、組合員や地域住民の皆様からお預かりしている貯金を含めた信用事業負債をはじめとする負債総額は 34,644 百万円、組合員資本を主とする純資産額は、2,641 百万円となりました。また、連結自己資本比率については 18.83 %となりました。

連結財務状況

■連結貸借対照表

令和7年1月31日 現在

(単位:千円)

資産の部			負債・純資産の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	32,260,944	33,686,583	1. 信用事業負債	32,340,715	33,771,489
(1) 現金及び預金	27,996,530	29,363,598	(1) 貯金	32,256,315	33,724,439
(2) 貸出金	4,134,092	4,190,077	(2) 借入金	883	—
(3) その他の信用事業資産	134,655	145,667	(3) その他の信用事業負債	75,647	47,051
(4) 債務保証見返	7,870	—	(4) 債務保証	7,870	—
(5) 貸倒引当金	△ 12,203	△ 12,760	2. 共済事業負債	79,477	62,383
2. 共済事業資産	69	55	(1) 共済資金	35,438	19,230
(1) その他の共済事業資産	69	55	(2) その他の共済事業負債	44,039	43,153
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	3. 経済事業負債	521,077	594,081
3. 経済事業資産	660,105	771,698	(1) 支払手形及び経済事業未払金	344,631	343,911
(1) 受取手形及び経済事業未収金	453,855	554,054	(2) その他の経済事業負債	176,447	250,171
(2) 棚卸資産	191,540	196,793	4. 設備借入金	53,650	42,924
(3) その他の経済事業資産	16,128	21,191	5. 雜負債	56,746	69,205
(4) 貸倒引当金	△ 1,417	△ 340	6. 諸引当金	94,556	103,656
4. 雜資産	124,777	120,393	(1) 賞与引当金	9,184	10,045
5. 固定資産	1,033,424	977,139	(2) 退職給付引当金	71,854	77,239
(1) 有形固定資産	1,029,532	973,354	(3) 役員退職慰労引当金	13,518	16,373
建物	2,049,864	2,049,864	負債の部合計	33,146,221	34,643,740
機械装置	513,716	517,786	(純資産の部)		
土地	554,056	549,431	1. 組合員資本	2,560,468	2,626,705
その他の有形固定資産	770,113	772,748	(1) 出資金	1,200,789	1,237,760
減価償却累計額	△ 2,858,217	△ 2,916,475	(2) 利益剰余金	1,366,056	1,400,236
(2) 無形固定資産	3,892	3,786	(3) 処分未済持分	△ 6,377	△ 11,291
その他の無形固定資産	3,892	3,786	2. 評価・換算差額等	11,415	13,511
6. 外部出資	1,616,218	1,697,056	(1) その他有価証券評価差額金	11,415	13,511
(1) 外部出資	1,617,218	1,697,056	3. 非支配株主持分	674	676
(2) 外部出資等損失引当金	△ 1,000	—	純資産の部合計	2,572,557	2,640,893
7. 繰延税金資産	23,243	31,709	負債・純資産の部合計	35,718,779	37,284,632
資産の部合計	35,718,779	37,284,632			

連結財務状況

■連結損益計算書

自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	861,593	851,152
(1) 信用事業収益	216,950	228,681
資金運用収益	191,947	204,034
(うち預金利息)	(539)	(7,069)
(うち受取獎勵金)	(115,625)	(119,486)
(うち貸出金利息)	(60,796)	(64,346)
(うちその他受入利息)	(14,989)	(13,133)
役務取引等収益	11,025	11,309
その他経常収益	13,978	13,337
(2) 信用事業費用	35,110	50,730
資金調達費用	3,731	17,390
(うち貯金利息)	(2,814)	(15,044)
(うち給付補墳備金繰入)	(1)	(1)
(うち借入金利息)	(916)	(2,335)
(うちその他支払利息)	(一)	(10)
役務取引等費用	2,801	3,093
その他経常費用	28,578	30,247
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△ 103)	(557)
信用事業総利益	181,840	177,951
(3) 共済事業収益	98,944	100,205
共済付加収入	92,553	92,658
その他の収益	6,390	7,547
(4) 共済事業費用	4,584	4,765
共済推進費及び共済保全費	1,467	1,502
その他の費用	3,117	3,263
共済事業総利益	94,360	95,440
(5) 購買事業(農業関連)収益	879,273	854,457
購買品供給高	832,789	812,751
購買手数料	5,716	5,108
その他の収益	40,768	36,598
(6) 購買事業(農業関連)費用	754,201	736,427
購買品供給原価	727,024	707,402
購買品配達費	598	517
その他の費用	26,578	28,507
購買事業(農業関連)総利益	125,072	118,031
(7) 購買事業(燃料機械)収益	1,512,679	1,490,137
給油・整備購買品供給高	1,430,765	1,395,472
給油・整備購買手数料	14,237	18,581
その他の収益	67,678	76,083
(8) 購買事業(燃料機械)費用	1,353,691	1,319,202
給油・整備購買品供給原価	1,280,340	1,238,568
給油配達費	21,621	25,334
その他の費用	51,730	55,300
購買事業(燃料機械)総利益	158,988	170,935

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 販売事業収益	314,340	341,978
販売手数料	135,983	140,541
その他の収益	178,357	201,436
(10) 販売事業費用	147,644	180,087
販売費	11,642	18,052
その他の費用	136,002	162,035
販売事業総利益	166,697	161,890
(11) その他事業収益	249,530	242,223
(12) その他事業費用	114,894	115,318
その他事業総利益	134,636	126,905
2. 事業管理費	771,734	752,746
(1) 人件費	564,269	560,007
(2) その他事業管理費	207,465	192,439
事業利益	89,859	98,406
3. 事業外収益	23,035	23,380
(1) 受取雑利息	52	46
(2) 受取出資配当金	16,376	17,147
(3) その他の事業外収益	6,608	6,187
4. 事業外費用	1,589	1,412
(1) 支払雑利息	7	6
(2) その他の事業外費用	1,581	1,406
経常利益	111,306	120,374
5. 特別利益	13,547	745
(1) その他の特別利益	13,547	745
6. 特別損失	6,500	4,775
(1) 固定資産処分損	—	—
(2) 固定資産圧縮損	6,500	—
(3) その他の特別損失	—	4,775
税引前当期利益	118,353	116,344
7. 法人税・住民税及び事業税	18,766	23,130
8. 法人税等調整額	621	△9,267
9. 法人税等合計	19,387	13,863
当期利益	98,966	102,481
10. 非支配株主に帰属する当期利益	8	2
当期剰余金	98,958	102,480

連結財務状況

■連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

自令和6年2月1日 至令和7年1月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	116,344	この数字を基礎（スタート）として、以下の項目を加減算する
減価償却費	64,821	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
減損損失	4,625	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	2,855	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 566	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
賞与引当金の増減額（△は減少）	861	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
退職給付に関する負債の増減額（△は減少）	5,384	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
その他引当金等の増減額（△は減少）	△ 1,000	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金運用収益	△ 204,034	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	17,390	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 17,192	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	6	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
固定資産売却損益（△は益）	598	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除去損（△は減少）	△ 598	
固定資産圧縮損	—	非資産項目の損益を加減算
一般補助金	—	非資産項目の損益を加減算
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 55,986	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
預金の純増（△）減	△ 285,480	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
貯金の純増減（△）	1,468,124	貯金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業借入金の純増減（△）	△ 3,353	借入金の増加（減少）は、加算（減算）
その他の信用事業資産の純増（△）減	△ 38,206	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の信用事業負債の純増減（△）	—	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	△ 16,208	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の共済事業資産の純増（△）減	15	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の共済事業負債の純増減（△）	△ 886	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 100,200	資産の増加（減少）は、減算（加算）
棚卸資産の純増（△）減	△ 5,253	資産の増加（減少）は、減算（加算）
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 720	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の経済事業資産の純増（△）減	△ 5,064	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の経済事業負債の純増減（△）	73,724	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（その他の資産及び負債の増減）		
未払消費税等の増減（△）額	387	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の資産の純増（△）減	4,430	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の負債の純増減（△）	2,326	負債の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用による収入	195,448	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	△ 6,853	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	△ 56,488	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	1,158,368	
雑利息及び出資配当金の受取額	17,192	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	△ 6	利息支出によるキャッシュの減少の総額

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
法人税等の支払額	△ 18,915	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,156,639	J Aの事業遂行によるキャッシュの増加(減少)の総額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入れによる収入	150	補助金の受入によるキャッシュの増加の総額
固定資産の売却による収入	18,398	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
外部出資による支出	△ 77,940	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,392	J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額。
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 10,726	借入金の返済によるキャッシュの減少の総額
出資の増額による収入	58,540	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	△ 20,952	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	6,377	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	△ 6,377	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	△ 11,812	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,050	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算)
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,112,297	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。
6 現金及び現金同等物の期首残高	279,310	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,391,607	期末におけるキャッシュの残高

- ※ この計算書におけるキャッシュとは「現金、当座預金、普通預金、通知預金」である。
- ※ 「資産の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの減少(増加)のため、同利益に減算(加算)するもの。
- ※ 「負債の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの増加(減少)のため、同利益に加算(減算)するもの。
- ※ 利息の収入支出、有価証券の取引などは、関係損益を税引前当期利益から控除したうえで、キャッシュの増減を総額で記載している。

連結財務状況

■令和5年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

1月末日 1社

- ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
② その他有価証券
〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
〔市場価格のない株式等〕 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
② 無形固定資産 定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。

保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

連結財務状況

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しておりますが、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

3. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）27,608千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,671 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計 1,140,065 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,345 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 6,310 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、
その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けける財産上の利益をいう。）の給付

連結財務状況

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借り入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が13,017千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるもの）を含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	27,934,013	27,917,461	△ 16,552
貸出金	4,134,092	—	—
貸倒引当金（＊1）	△ 12,203	—	—
貸倒引当金控除後	4,121,889	4,209,156	87,267
経済事業未収金	391,657	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 1,379	—	—
貸倒引当金控除後	390,278	390,278	—
外部出資	19,463	19,463	—
資産計	32,465,643	32,536,358	70,715
貯金	32,256,315	32,227,037	△ 29,278
借入金（＊3）	54,533	54,533	—
経済事業未払金	344,631	344,631	—
負債計	32,655,479	32,626,201	△ 21,169

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 53,650 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

連結財務状況

【負債】

イ. 資金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,597,775
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,596,775

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	27,934,013	—	—	—	—	—
貸出金（＊1）	880,298	496,774	431,674	367,198	312,778	1,645,370
経済事業未収金	391,657	—	—	—	—	—
計	29,205,959	496,774	431,674	367,198	312,778	1,645,370

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越 42,779 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（＊1）	28,000,946	1,946,200	1,794,808	242,910	271,451	—
借入金	883	—	—	—	—	—
設備借入金	10,726	10,727	10,729	10,730	10,738	—
計	28,012,555	2,045,674	2,104,193	182,551	257,679	—

(＊1) 資金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又 は償却原価	貸借対照 表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却 原価を超えるもの	株 式 (雪印メグミルク株)	3,683	19,463

なお、上記評価差額から繰延税金負債 4,365 千円を差し引いた額 11,415 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 72,200 千円
① 退職給付費用	△ 21,805 千円
② 退職給付の支払額	5,833 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	<u>16,317</u> 千円
調整額合計	345 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 71,854 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△374,118 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	<u>302,264</u> 千円
③ 未積立退職給付債務	△ 71,854 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 71,854 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 71,854 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	21,805 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>7,901</u> 千円
合 計	29,706 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,797千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、55,354千円となっています。

連結財務状況

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	19,875 千円
減損損失	6,610 千円
賞与引当金	2,540 千円
役員退職慰労引当金	3,739 千円
その他	5,017 千円
繰延税金資産 小計	37,781 千円
評価性引当額	△ 10,174 千円
繰延税金資産 合計 (A)	27,608 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,365 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 4,365 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	23,243 千円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.88%
事業分量配当金	△ 13.25%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.26%
評価性引当額の増減	△ 0.62%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.28%

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となつております。

連結財務状況

■令和6年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。

(2)持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

1月末日 1社

- ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4)連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(6)剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
② その他有価証券
〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
〔市場価格のない株式等〕 総平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(4)引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。

保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

連結財務状況

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。 ③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は経済受託債務に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）36,875 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和 5 年 4 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 4,625 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,105 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,140,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,495 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 12,520 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません、危険債権額は 55,769 千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 55,769 千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グルーピングの概要

当組合では、組合全体の将来キャッシュ・フローの生成及び組合員の営農に必要な施設を共用資産として設定しております。単独でのキャッシュ・フローの把握が可能な本支所メカニックセンターを一般資産、旧 A コープ東鷹栖店舗跡（セイコーマート・三浦園芸）を賃貸資産、山林並びに旧鷹栖支所、旧 A コープたかす店、旧鷹栖支所洗車場跡地を遊休資産としております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産のグループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
旧鷹栖支所跡 土地 (上川郡鷹栖町)	遊 休	土 地	旧 A コープたかす店跡地含む

③ 減損損失に至った経緯

旧鷹栖支所と旧 A コープたかす店跡地については、土地価格が下落したことから帳簿価格を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（4,625 千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	種 類	合 計
旧鷹栖支所・旧 A コープたかす店跡	土 地	4,625 千円

連結財務状況

⑤ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額を補正して算出しております。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が10,961千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものも含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	29,306,383	29,208,943	△ 97,440
貸出金	4,190,077	—	—
貸倒引当金（＊1）	△ 12,760	—	—
貸倒引当金控除後	4,177,318	4,230,694	53,377
経済事業未収金	365,775	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 306	—	—
貸倒引当金控除後	365,469	365,469	—
外部出資	22,361	22,361	—
資産計	33,871,530	33,827,467	△ 44,063
貯金	33,724,439	33,614,675	△ 109,763
借入金（＊3）	42,924	42,924	—
経済事業未払金	343,911	343,911	—
負債計	34,111,274	34,001,511	△ 109,763

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 42,924 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

連結財務状況

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,677,595

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,306,383	—	—	—	—	—
貸出金（＊1）	722,048	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539
経済事業未収金	365,775	—	—	—	—	—
計	30,394,206	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越 30,751 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	28,572,867	1,562,304	2,330,515	239,616	1,019,137	—
設備借入金	10,727	10,729	10,730	10,738	—	—
計	28,583,594	1,573,033	2,341,246	250,353	1,019,137	—

(＊1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式 (雪印メグミルク㈱) 3,683	22,361	18,678

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 71,854 千円
①退職給付費用	△ 23,581 千円
②退職給付の支払額	481 千円
③特定退職金共済制度への拠出金	17,716 千円
調整額合計	△ 5,384 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,239 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 395,855 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	318,616 千円
③ 未積立退職給付債務	△ 77,239 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,239 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 77,239 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,581 千円
② 臨時に支払った割増退職金	— 千円
合計	23,581 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,809千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、48,389千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繙延税金資産及び繙延税金負債の内訳

繙延税金資産

退職給付引当金	21,364 千円
減損損失	7,770 千円
賞与引当金	2,778 千円
役員退職慰労引当金	4,529 千円
その他	6,064 千円
繙延税金資産 小計	42,506 千円
評価性引当額	△ 5,631 千円
繙延税金資産 合計 (A)	36,875 千円

繙延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 5,166 千円
繙延税金負債 合計 (B)	△ 5,166 千円
繙延税金資産の純額 (A) + (B)	31,709 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.99%
事業分量配当金	△ 12.86%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.30%
評価性引当額の増減	△ 3.91%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.83%

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

連結財務状況

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となつております。

連結自己資本の充実の状況

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	1,325,920	1,366,056
2. 利益剰余金増加高	98,958	102,480
当期剰余金	98,958	102,480
遡及適用による影響額	—	—
3. 利益剰余金減少高	58,822	68,300
出資配当金	11,448	11,812
事業分量配当金	47,375	56,488
4. 利益剰余金期末残高	1,366,056	1,400,236

■連結自己資本比率の状況

令和7年1月末における連結自己資本比率は、18.83%となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

項 目	内 容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,238百万円（前年度 1,201百万円）

■自己資本の構成に関する事項

●連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本額	2,478,759	2,561,121
うち、出資金及び資本準備金の額	1,200,789	1,237,760
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,352,647	1,400,812
うち、外部流出予定額	△ 68,300	△ 66,160
うち、処分未済持分の額	△ 6,377	△ 11,291
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,671	5,909
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,671	5,909
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(1) 2,492,429	2,567,030
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	3,892	3,786
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,892	3,786
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(2) 3,892	3,786
自己資本		
自己資本の額 (①-②) =③	(3) 2,488,538	2,563,245

連結自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,589,392	12,019,826
資産（オン・バランス）項目	11,581,522	12,019,826
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの）を除く）に係るもの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、繰延税金資産に係るもの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、前払年金費用に係るもの額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リースに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	7,870	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関連エクスポート・リースに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,586,462	1,589,019
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額	④ 13,175,854	13,608,845
自己資本比率		
自己資本比率 ③/④=⑤	⑤ 18.88%	18.83%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額} \quad ③ 25億6,325万円}{\text{リスク・アセット}④ 136億885万円} = 18.83\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産（リスク・アセット）は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率（リスクウエイト）に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性がある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

報告資料

- ・役員等の報酬体系
 - 〔役員〕
 - 〔職員等〕
 - 〔その他〕
- ・財務諸表の正確性等にかかる確認
- ・沿革〔トピックス〕
- ・ディスクロージャー誌の記載項目〔開示根拠法令〕について

役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)		
	支 給 総 額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	27	3

(注1) 対象役員は、理事10名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

■対象役員の報酬等の決定等について

●役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（正組合員〔総代〕から選出された委員8人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

●役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

■ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度の主要な連結子法人等の役職員において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

■ 報酬等の種類、支払総額および支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月・10月・12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

また、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当JAの役員又は職員の報酬等に準じています。

令和6年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員（注1）に対する報酬等	支 給 総 額（注2）		
	報酬・給与等	賞 与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	40	13	4
主要な連結子会社等の役職員	—	—	—

(注1) 対象職員等に該当する者は、当JAの職員7人、当該の主要な連結子法人等の役職員0人です。
(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(注3) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注4) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注5) 「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、参事・各部門長職に携わるものを作対象としています。

■ 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級（諸手当）からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

なお、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当JAの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。

したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年5月
たいせつ農業協同組合
代表理事組合長 相澤 峰基



沿革・令和6年度トピックス

J Aたいせつの沿革

平成 15 年	2月	たいせつ農業協同組合 設立 旭川市内の東鷹栖農協と鷹栖町の鷹栖農協の2農協が合併 愛称を「JAたいせつ」とする
平成 16 年	10月	JAたいせつオリジナル米 「JAたいせつ米」販売開始
平成 17 年	4月	東鷹栖セルフスタンドオープン
平成 18 年	6月	田んぼアート スタート
平成 19 年	3月	水稻種子の温湯消毒をスタート 4月 鷹栖セルフスタンドオープン
平成 20 年	1月	Aコープ東鷹栖店 閉店 8月 Aコープ鷹栖店 閉店
平成 21 年	9月	たいせつ農産物直売所オープン
平成 23 年	7月	お米ジェラート「愛すご飯」販売開始
平成 24 年	5月	「愛すご飯」日本農業新聞一村逸品金賞受賞
平成 26 年	8月	生産履歴・GAP・耕地システム導入
平成 27 年	7月	全国田んぼアートサミット in 北海道 開催 8月 JAたいせつ玄米入り緑茶販売開始
	10月	鷹栖支所事務所 新築完成披露式
平成 29 年	6月	ライスセンター増強工事竣工式・祝賀会
平成 31 年	1月	東北・北海道地区JA青年大会 最優秀賞受賞
令和 3 年	7月	田んぼアート見晴台開放
令和 4 年	4月	JAたいせつPB特別純米「はかいく」販売開始



第2回通常総代会にて

令和6年度のあゆみ

2024 令和6年	2月 15日	J Aたいせつ「稻穂の里」協議会 定期総会 J Aたいせつ女性部 定期総会
	27日	J Aたいせつ青年部 定期総会
	3月 4日	J Aたいせつ生産組織連絡協議会 解散総会 農協事業懇談会
	27日	
	4月 10日	第21回 通常総代会
	23日	J Aたいせつ地域水田農業推進協議会 定期総会
	6月 3日	令和6年産米出荷契約推進 肥料推進
	11日	共済一斉推進
	19日	「会っちゃお」訪問
	25日	
	26日	J Aたいせつ新規就農者激励状贈呈式
	8月 24日	第13回 田んぼアートフェスティバル
2025 令和7年	9月 5日	令和6年度米全量集荷推進
	11月 18日	「会っちゃお」訪問
	20日	第31回 JA北海道大会
	1月 6日	新年交礼会・役職員コンプライアンス研修会
	20日	J A職員と青年部の合同学習会及び意見交換会
	28日	農協事業地区別懇談会
	31日	決算棚卸



JAたいせつ生産組織連絡協議会解散総会にて



令和6年度 新規就農者激励会にて

理事会	15回
監事会	11回
農事組合長会議	4回
自治監査	4回
中央会内部監査	4回
みのり監査法人監査	5回

ディスクロージャー誌 記載項目〔開示根拠法令〕について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

■ 単 体

〔農業協同組合施行規則 第204条関係〕

イ 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項

ロ 主要な業務の内容

- (1) 主要な業務の内容

ハ 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期剰余金又は当期損失金
 - (IV) 出資金及び出資口数
 - (V) 純資産額
 - (VI) 総資産額
 - (VII) 募金等残高
 - (VIII) 貸出金残高
 - (IX) 有価証券残高
 - (X) 単体自己資本比率
 - (XI) 剰余金の配当の金額
 - (XII) 職員数

(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

〔別表第4〕

項 目	記 載 事 項
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益及び事業粗利益率
	2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支
	3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや
	4 受取利息及び支払利息の増減
	5 総資産経常利益率及び資本経常利益率
	6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
貸出金等に関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
	2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
	3 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
	4 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
	5 主要な農業関係の貸出実績
	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	7 貯貸率の期末値及び期中平均値

有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
	2 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値及び期中平均値

ニ 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況
 - (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
 - (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
 - (3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額（※当JAは該当無し）
 - (4) 自己資本の充実の状況
 - (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (I) 有価証券
 - (II) 金銭の信託
 - (III) デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (IV) 金融等デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (V) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - (7) 貸出金償却の額
 - (8) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

ディスクロージャー誌 記載項目〔開示根拠法令〕について

■ 单 体

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 安定的開示事項
 - (I) 自己資本調達手段の概要
 - (II) 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (III) 信用リスクに関する事項
 - (IV) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (V) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理の方針及び手続の概要
 - (VI) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VII) オペレーション・リスクに関する事項
 - (VIII) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (IX) 金利リスクに関する事項
- (3) 定量的開示事項
 - (I) 自己資本の充実度に関する事項
 - (II) 信用リスクに関する事項
 - (III) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (IV) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (V) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VI) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - (VII) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - (VIII) 金利リスクに関する事項

■連 結（組合及び子会社等）

[農業協同組合施行規則 第205条関係]

イ 組合及びその子会社等の概況

- (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
- (2) 組合の子会社等に関する事項
 - (I) 名称
 - (II) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (III) 資本金又は出資金
 - (IV) 事業の内容
 - (V) 設立年月日
 - (VI) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
 - (VII) 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

ロ 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期利益又は当期損失
 - (IV) 純資産額
 - (V) 総資産額
 - (VI) 連結自己資本比率

ハ 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
- (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況
- (4) 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの

ディスクロージャー誌 記載項目〔開示根拠法令〕について

■連 結（組合及び子会社等）

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 定性的開示事項
 - (I) 連結の範囲に関する事項
 - (II) 自己資本調達手段の概要
 - (III) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (IV) 信用リスクに関する事項
 - (V) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (VI) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (VII) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VIII) オペレーション・リスクに関する事項
 - (IX) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (X) 金利リスクに関する事項
- (3) 定量的開示事項
 - (I) その金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 - (II) 自己資本の充実度に関する事項
 - (III) 信用リスクに関する事項
 - (IV) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (V) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (VI) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VII) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - (VIII) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - (IX) 金利リスクに関する事項

当JAに関する情報はホームページ、インスタグラム、Facebookでもご紹介しています。

• 4/24 農業技術情報第1号・2号を掲載いたしました。
• 4/15 進組員の皆様へJAたいせつとの対話ページを掲載いたしました。
• 4/11 操作技術情報第1号・2号を掲載いたしました。
• 4/9 4月LPガス料金表を掲載いたしました。
• 4/7 「健康経営優良法人2023」に認定されました。
• 3/5 ひろば「たいせつ」3月号を公開いたしました。

<http://www.jataisetu.or.jp/>

<https://www.instagram.com/jataisetu/>



<https://www.facebook.com/jataisetu/>



DISCLOSURE 2025



たいせつ農業協同組合 DISCLOSURE 2025

発行 令和7年5月

たいせつ農業協同組合 総務部

〒 071-8101

北海道旭川市東鷹栖 1 条 3 丁目 635 番地の 58

TEL : 0166-57-2311 FAX : 0166-57-2364